

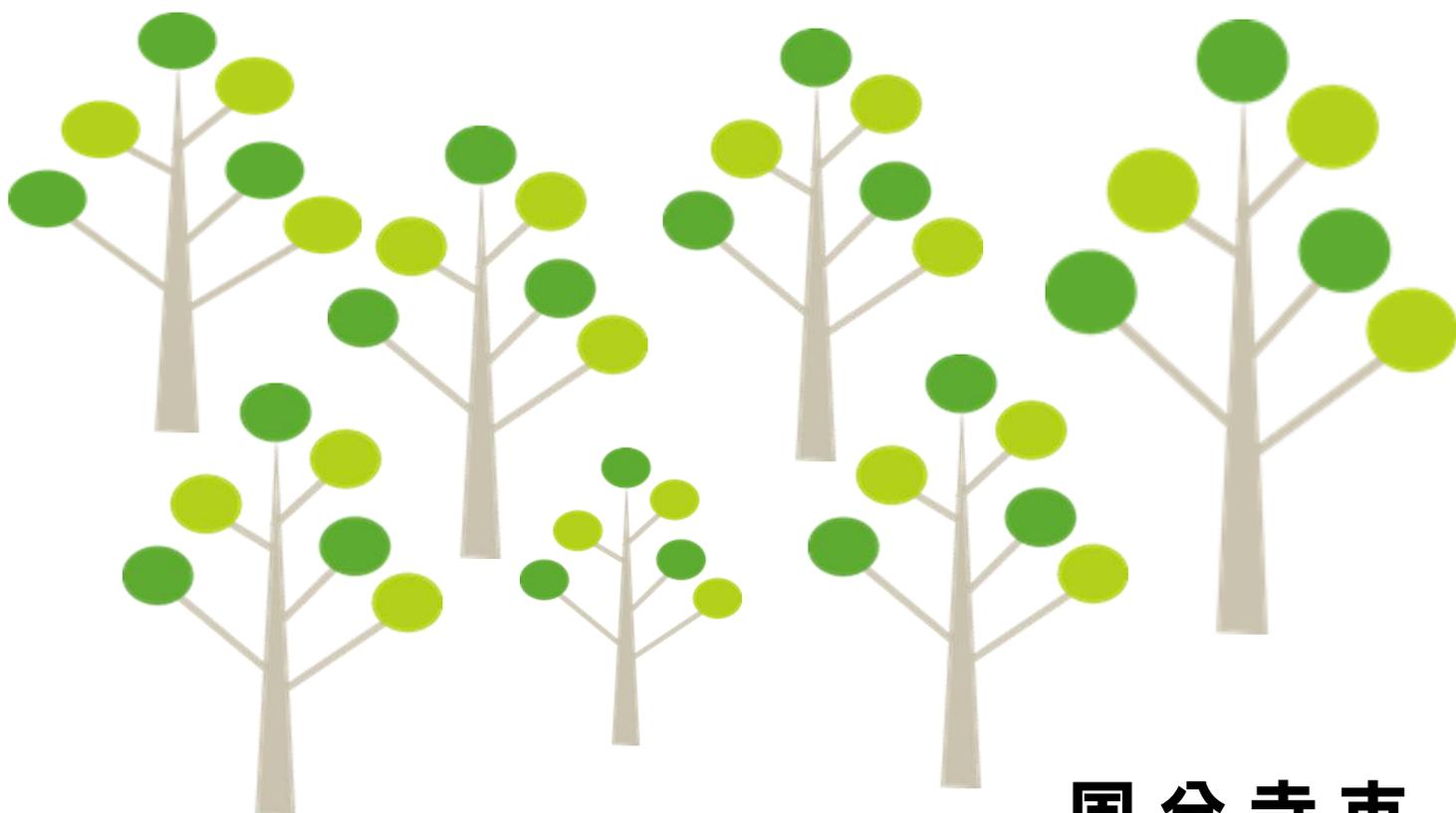


第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

平成 30 年度進捗状況評価報告書



国分寺市

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| I | 評価の考え方・手法について | 2 |
| 1 | 評価の目的 | 2 |
| 2 | 評価者とその役割 | 2 |
| 3 | 評価の頻度と公表 | 2 |
| 4 | 評価の方法 | 2 |
| 5 | 評価結果の報告 | 3 |
| 6 | 第2次国分寺市男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ | 4 |
| II | 男女平等推進委員会からの答申 | 5 |
| 1 | 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯 | 7 |
| 2 | 平成30年度の評価方法 | 7 |
| 3 | 施策評価結果と特記事項について | 8 |
| 4 | 施策別評価理由と着目ポイント | 10 |
| 5 | 今回の問題点について | 15 |
| 6 | 今後の方向性について | 15 |
| III | 施策別推進状況評価 | 16 |
| | 課題1 男性中心型労働慣行の見直し | 17 |
| | 課題2 女性の活躍の場の拡大 | 21 |
| | 課題3 男女平等意識の醸成 | 29 |
| | 課題4 男女平等教育の充実 | 33 |
| | 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動 | 34 |
| | 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 | 36 |
| IV | 数値目標の達成状況 | 43 |
| V | 参考指標 | 47 |
| VI | 参考資料 | 51 |
| | 資料No.1 自己点検票書式 | 52 |
| | 資料No.2 平成30年度会議の開催状況 | 53 |
| | 資料No.3 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要 | 55 |
| | 1 計画の目的 | 55 |
| | 2 計画の位置付け | 55 |
| | 3 計画の性格 | 55 |
| | 4 計画の期間 | 55 |
| | 5 計画の推進 | 55 |
| | 6 計画の基本理念 | 56 |
| | 7 計画の目標 | 56 |
| | 8 計画の体系 | 58 |
| | 資料No.4 国分寺市男女平等推進条例 | 60 |
| | 資料No.5 国分寺市男女平等推進協議会設置規程 | 66 |

I 評価の考え方・手法について

1 評価の目的

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女平等を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女平等推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女平等を推進するためには、市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2 評価者とその役割

附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）からの意見と、国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの報告を受けて、国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という。）で、総合的な評価を行います。

推進委員会は評価を行うにあたり、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

また、推進委員会の評価は、専門的、市民的見地をもった第三者的立場からの評価ですので、推進協議会は最大限その意見の趣旨を踏まえ、総合的な評価を行うよう努めます。

3 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

(1) 所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、年度当初に第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定し自己点検票に記載します。年度末には、1年間の進捗状況を鑑み男女平等推進の視点から自己評価を行うとともに、次年度の目標設定を行います。年度ごとに事業評価及び目標設定を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。

所管課の評価の基準は次のとおりです。

[評価の基準]

A：目標を上回った。 B：目標を達成した。 C：目標達成できず。
D：実績がなかった。

(2) 推進委員会の評価

以下の手順で評価を行います。

イ) 事務局による総括票の作成

事務局である人権平和課は、所管課から提出を受けた自己点検票を施策ごとに集約し総括票を作成します。評価については、所管課作成の自己点検票内「平成 30 年度事業評価」を数値換算（A=3，B=2，C=1，D=0点）します。施策ごとに合計した数値を事業数で除し、その平均値をもとめて評価します。

ロ) 施策評価

所管課から提出された自己点検票と併せて総括票を確認し、計画の推進状況を施策ごとに評価します。評価基準は所管課の自己評価と同様ですが、数値換算した平均値による評価ではなく、総合判断で施策ごとの評価を行います。

施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

(3) 専門委員会の評価

所管課から提出された自己点検票を、事業ごとに検討します。

所管課評価と同様の基準に基づいて評価を行います。1つの事業に複数の所管課がある場合には、所管課評価を数値換算した合計を所管課数で除し、その平均値をもとめて評価します。

委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

(4) 推進協議会の評価

推進委員会からの意見と、専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

6 第2次国分寺市男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ

○国分寺市男女平等推進条例
 ○第2次国分寺市男女平等推進行動計画(1目標, 6課題, 21施策, 56事業)



| | 男女平等推進委員会 | 男女平等推進協議会 | 男女平等推進専門委員会 | 事業所管課 | 事務局 | |
|-----|---|--|---|-------------------------------------|--|--|
| 役割 | 市長の諮問に応じ、男女平等推進施策に係る重要事項に関すること及び行動計画の進捗状況に関することについて調査審議し答申するほか、市長に建議することができる。 | 市の男女平等推進施策の総合調整、行動計画の策定・進捗管理に関すること、その他男女平等推進施策に関する重要事項について協議を行う。 | 行動計画の策定及び進捗管理に関して、左記協議会の指示により調査検討を行い、結果を協議会会長に報告する。 | 行動計画所定の事業を取り行う。 | 行動計画を推進するため関係機関と調整をする。 | |
| 構成員 | 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者:4人以内 公募市民:3人以内 有識者:3人以内 | 会長:副市長 副会長:市民生活部長 その他委員:政策部長、総務部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、教育部長 | 市職員14人以内 (政策部:2人以内、総務部1人、市民生活部2人以内、健康部1人、福祉部2人、子ども家庭部2人以内、教育部4人以内) | / | 人権平和課職員 | |
| 時期 | 3月 | | | | 平成30年度評価方針課内打合せ | |
| | 4月 | | | 各課で平成30年度自己点検票記入・事務局へ提出(締切5/10) | 課別メールにて、各課へ平成30年度自己点検票記入依頼(自己点検票配布) | |
| | 5月 | | | 記入内容を勘案して事業を執行 | | |
| | 6月 | 第1回会議開催(6/28) ○諮問 ○年間スケジュールと評価方法の説明 ○次回以降の委員会日程検討 | | | ○協議会会長・副会長打合せ ○平成30年度自己点検票内容確認、推進委員会へ資料送付 | |
| | 7月 | 第2回会議開催(7/12) ○平成30年度施策別進捗状況確認 | | | | |
| | 8月 | | | | | |
| | 9月 | 第3回会議開催(9/13) ○平成30年度施策別進捗状況確認 | | 第1回会議開催(9/10) ○平成30年度事業別進捗状況評価審議 | | |
| | 10月 | 第4回会議開催(10/18) ○平成30年度施策別進捗状況確認 | | 会長への報告 | | |
| | 11月 | 第5回会議開催(11/1) ○答申案審議 | | | | |
| | 12月 | 第6回会議開催(12/6) ○答申案審議 答申提出(12/25) | | | | |
| 1月 | | 第1回会議開催(1/17) ○30年度進捗状況について(推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討) | | | 平成30年度報告書起案(市長決裁・各課等へ送付) | |

Ⅱ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

令和元年12月25日

国分寺市長
井澤 邦 夫 様

国分寺市男女平等推進委員会
委員長 橋 本 恭 子

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の推進状況について（答申）

令和元年6月28日付けで、第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況について諮問を受けました。

本委員会で審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

第2次国分寺市男女平等推進行動計画
平成30年度の進捗状況評価

令和元年12月25日

国分寺市男女平等推進委員会

1 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定されました。

本委員会は、市長の諮問を受け、平成20年度から28年度の行動計画進捗状況評価を行うとともに、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申しています。

平成30年度は、第2次行動計画の初年度である平成29年度の進捗状況を評価し、今年度は平成30年度の進捗評価を行いました。

2 平成30年度の評価方法

(1) 施策評価の方法について

今年度の評価は、所管課（室）による自己点検票、施策ごとに所管課評価の平均値を求め、評価の基準により評語にした総括票を参照し、施策単位での進捗状況評価を行いました。

(2) 評価の考え方について

本委員会は、所管課（室）が設定した目標に対する達成状況評価を、次に示す基準によって行いました。

[評価の基準]

A：目標を上回った。 B：目標を達成した。 C：目標達成できず。

D：実績がなかった。

評価の目的は、第2次行動計画を推進することにあるため、目標に掲げた事業を実施していても、事業内容をふまえた目標設定がなされていない場合や、男女平等推進の視点からの成果があったと評価できない場合は、「目標達成できず」として評価させていただきました。

本委員会は、評価と併せて、評価に際し着目したポイントを示しています。

各所管課（室）におかれましては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組んでいただくことを期待します。

3 施策評価結果と特記事項について

本委員会では、平成30年度の進捗状況を下表のとおり評価しました。

| [基本目標] 男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち | | |
|--|------------------------------|----|
| 課題 | 施策 | 評価 |
| 1 男性中心型労働慣行の見直し | (1)ワーク・ライフ・バランスの推進 | B |
| | (2)男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり | B |
| | (3)就労における男女平等の推進 | C |
| 2 女性の活躍の場の拡大 | (1)市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進 | B |
| | (2)女性の就業支援 | C |
| | (3)子育て・介護への支援 | B |
| | (4)地域における男女共同参画 | B |
| | (5)生活の安定と自立の促進 | B |
| | (6)生涯にわたる健康支援 | B |
| 3 男女平等意識の醸成 | (1)様々な分野における男女平等の意識づくり | B |
| | (2)ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消 | A |
| | (3)男女平等事例の見える化 | C |
| | (4)たがいの性を理解し尊重する意識の醸成 | B |
| 4 男女平等教育の充実 | (1)学校における人権・男女平等教育の充実 | B |
| 5 男女平等に関する広報・啓発活動 | (1)「男女平等推進センター」の活用促進 | A |
| | (2)男女の人権に配慮した表現の推進 | B |
| 6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 | (1)相談業務の充実と関係機関との連携強化 | B |
| | (2)DV予防のための取組推進 | B |
| | (3)被害者の安全確保と自立支援 | B |
| | (4)人権侵害を予防するための支援 | B |
| | (5)性犯罪被害者の支援 | A |

| 評価 | 30年度 |
|----|------|
| A | 3 |
| B | 15 |
| C | 3 |
| D | 0 |

特記事項 様々な講座や事業が実施されていますが、男性の参加はまだ不十分です。女性の活躍推進に取り組むだけでなく、男性参加者の増加を図り、男性に対する意識啓発に取り組んでください。

※個々の施策評価についてはP.10～14「4 施策別評価理由と着目ポイント」を参照。

平成30年度の評価は、各所管課（室）が年度当初に第2次行動計画の事業内容に沿った目標を設定し、年度末に事業実績を記載した自己点検票をもとに行いました。

しかしながら、昨年度と同様の記載がされているもの、取組内容や実績が具体的に記載されていないもの、数値目標や数値実績の記載がないもの等があり、評価を行い難いケースが多々ありました。

記載が具体的でない場合は、所管課（室）に対し確認を行うため、審議が滞る要因となります。加えて、記載が丁寧である所管課（室）との差が大きい場合は、評価に影響を及ぼしてしまいうこともありました。評価の参考指標となるため、できる限り具体的に記載していただくと適正な評価につながると考えます。

具体的な記載を必要とする事業

| | | | |
|-----|---------|-------------|--------------------------|
| 課題1 | 施策2 | 事業No.4 | 男女が共に家事・育児・介護をするための意識づくり |
| | | 事業No.5 | 男性が家事・育児・介護に参画するための環境づくり |
| 課題2 | 施策2 | 事業No.14 | 農業経営への男女共同参画 |
| | 施策3 | 事業No.15 | 保育サービス・放課後の居場所の充実 |
| | | 事業No.16 | 子育てに関する総合的な支援・相談の充実 |
| 施策5 | 事業No.21 | 高齢者・障害者への支援 | |
| 課題3 | 施策1 | 事業No.26 | 男女平等に関する情報・学習機会の提供 |
| | 施策4 | 事業No.32 | たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供 |
| 課題5 | 施策2 | 事業No.41 | 男女平等視点による表現の推進 |
| 課題6 | 施策1 | 事業No.42 | 相談事業の充実 |

【施策体系図】

※本報告書 58・59 ページと重複するので掲載を割愛します。

4 施策別評価理由と着目ポイント

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

| 施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進(事業No.1～3) | |
|-------------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、アンケートで高評価を得ている。 ・男性の育児休業取得率(50%)及び平均取得日数(10.5日)が前年度より向上してはいるが、育児休業取得率の目標(10%、国の目標は2020年までに13%)が低い。高い数値目標を設定し、達成に向け努められたい。 ・男性の育児休業取得が促進されるよう、男性を対象とした実践的な家事・育児講座の開催や、育児休業を取得した男性職員の体験談の紹介等を検討されたい。 ・一人あたりの月超過勤務数が前年度を上回っている。ワークシェアリングを活用するとともに業務量の適正化を図られたい。 |

| 施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり(事業No.4・5) | |
|--------------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数が目標に達していない事業もあるが、父親の参加が促されるよう土日に事業が実施されている。 ・各事業において、男性参加者の意識が徐々に高まっていることがうかがえる。より多くの男性に参加してもらえるような事業を実施し、男性市民への啓発に努められたい。 |

| 施策3 就労における男女平等の推進(事業No.6・7) | |
|-----------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・市報や情報誌に記事を掲載し、女性活躍推進法の周知に取り組んでいるが、効果が明らかでない。 ・労働セミナーへの市民参加が少なかったため、市民参加が増えるよう努められたい。 ・「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づいた調達が行われてはいるが、国の指針に準じた調達の仕組みづくりにも取り組まれたい。 |

課題2 女性の活躍の場の拡大

| 施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進(事業No.8～11) | |
|--|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の昇任意欲向上が図られるよう、キャリアビジョン研修を行っている。 ・「附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度」では、男女ほぼ同数の登録がなされている。登録者が委員就任につながるよう、制度の積極的な活用に取り組まれたい。 ・従来から女性委員の多い委員会等には男性委員を増やす等のバランスを取りながら性の偏りの解消を図られたい。 ・避難所開設等を担当する初動要員の女性の割合が増えてはいるが、女性の割合を増やすために強要することのないよう配慮されたい。また、避難所設営にあたっては、性別役割分担意識に捉われることなく、女性が安心して過ごすことができる環境づくりに努められたい。 |

| 施策2 女性の就業支援(事業No.12~14) | |
|-------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・女性の再就職支援事業では2人が再就職を果たしているものの、参加者数は目標に達していない。SNS等を活用した周知を工夫されたい。 ・キャリアビジョン研修の参加により昇任意欲が向上した女性職員の管理職登用を進められたい。 ・パンフレット等は、配架するのみではなく、配布による効果測定を行うことが望ましい。効果測定の実施は難しい現状ではあるが、行える範囲での実施に努められたい。 |

| 施策3 子育て・介護への支援(事業No.15~18) | |
|----------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所及び学童保育所の整備やファミリーサポートセンターの援助会員増に取り組み、保育ニーズへの対応を進めている。 ・介護について情報提供を行うための家族介護者相談会が各地域センターで実施されている。家族介護の負担が、特定の一人に偏ることのないよう取り組まれたい。 ・各種サービスを必要とする方が申請の行いやすい環境作りに努められたい。 |

| 施策4 地域における男女共同参画(事業No.19・20) | |
|------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の支援や講座開催等により、男女共に地域で活躍する機会を提供している。 ・公民館での講座を契機とし、自主グループが形成されている。積極的に講座参加者に声をかけ、自主グループの形成を促すよう努められたい。 ・市民活動の場において、女性がより活躍できる場となるよう取り組まれたい。 |

| 施策5 生活の安定と自立の促進(事業No.21~23) | |
|-----------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・各事業において、利用者や相談者が必要とする支援を行うための連携が図られている。 ・周知の強化や休日開庁の実施により、各種制度の利用促進に努めている。引き続き、制度を必要とする方の掘り起しに取り組まれたい。 ・外国人住民は年々増加している。多言語による情報提供に努められたい。 |

| 施策6 生涯にわたる健康支援(事業No.24・25) | |
|----------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・ゆりかごこくぶんじ面接の継続実施や新生児訪問等により、母子の健康支援が図られている。 ・乳がん・子宮がん検診の受診者が減少している。電子申請の周知を図り、受診者増に取り組まれたい。 |

課題3 男女平等意識の醸成

| 施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり(事業No.26～28) | |
|-------------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした多様な講座が開催され、多くの市民が参加している。参加者に対する情報提供や啓発が進められている。 ・職員に対しても、研修や広報連絡員会議を活用し、男女平等意識の推進に取り組んでいる。 ・国際交流に関する事業が広く行われている。今後は外国人も共生していける安心して住みやすいまちづくりに取り組まれない。 ・男性保育士が増えるよう、男性保育士が働きやすい環境整備に努められたい。 ・男女平等に関する特集記事をより多く掲載することを、市報発行における目標とされたい。 |

| 施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消(事業No.29) | |
|------------------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー講座には目標を上回る参加があり、内容についても高く評価されている。 ・固定的な役割分担の解消には、男性に対する意識啓発が必要である。男性を対象とした講座の開催等、男性への意識啓発につながる取組を検討されたい。 |

| 施策3 男女平等事例の見える化(事業No.30・31) | |
|-----------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| C | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等の視点による表現のガイドライン」の周知を行い、男女平等の事例の見える化に取り組んでいる。庁内周知だけでなく、市報に掲載する等、広く市民に周知するとともに、ガイドラインを活用した刊行物のチェック体制の構築を検討されたい。 ・令和2年度の市民意識・実態調査及び第2次計画の見直しに向けた準備を進められたい。 |

| 施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成(事業No.32・33) | |
|------------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校での授業及び児童館職員や市民を対象とした講座の開催等により、たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供がなされている。 ・「男女平等推進センター」を中心とし、各世代に応じたりプロダクティブ・ヘルス/ライツ教育の実施及び近隣大学への呼びかけを検討されたい。 ・HIVや性感染症については、資料の配架が主となっている。講座の開催等の実施に取り組まれたい。 |

課題4 男女平等教育の充実

| 施策1 学校における人権・男女平等教育の充実(事業No.34～37) | |
|------------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育プログラム等を活用し、児童・生徒に加え教職員に対する意識向上に努めている。 ・デートDV防止リーフレットの個別配布を拡大し、若年層に対する啓発に取り組んでいる。 ・固定的な性別役割分担意識に捉われないことに留意したキャリア教育の実施を事業目標とされたい。 |

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

| 施策1 「男女平等推進センター」の活用促進(事業No.38・39) | |
|-----------------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに沿った多様なテーマの講座が開催され、参加者も目標を大きく上回っている。 ・児童館やcocobunjiプラザでの講座開催や、東京しごとセンター多摩及びマザーズハローワークとの連携事業により、広く情報提供が行われるよう努めている。 ・「男女平等推進センター」及び情報誌「ライツこくぶんじ」が広く市民に周知されるよう、市報やホームページへの記事掲載や庁舎でのパネル展開催等による周知に取り組まされたい。 |

| 施策2 男女の人権に配慮した表現の推進(事業No.40～41) | |
|---------------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・関連講座等を開催し、メディア・リテラシーの育成に取り組んでいる。 ・広報連絡員に対し「男女平等の視点による表現のガイドライン」の説明を行い、活用促進を図っている。 ・各世代に応じた講座開催や、父親や男性の参加を増やす取組に努められたい。 ・講座受講後も市民自らが漫画等の各種メディアをチェックするスキルを得られるような講座開催を検討されたい。 |

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

| 施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化(事業No.42～45) | |
|------------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの配架だけではなくSNSを活用した周知を行い、相談件数が増加するよう取り組まれない。 ・「DV防止連絡会」が、DV被害者支援のために市が果たせる役割を考える場となるよう努められたい。 ・外国人住民に対してもDV相談や支援が行えるよう、多言語化を進められたい。 |

| 施策2 DV予防のための取組推進(事業No.46～48) | |
|------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・DV関連講座の開催等により、市民や若年層に対し暴力予防の啓発に取り組んでいる。 ・暴力予防教育の推進に向け、いじめ防止児童会・生徒会フォーラムが開催されている。 ・近隣大学との連携について触れられていないため、大学と連携した事業を検討されたい。 ・児童館宿泊行事においてデートDV等について話す機会を設ける等、職員から児童・生徒への積極的な働きかけに努められたい。 |

| 施策3 被害者の安全確保と自立支援(事業No.49～52) | |
|-------------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に虐待防止担当教諭が配置され、児童・生徒への虐待の早期発見に努めている。 ・人権平和課と健康推進課が連携し、医療関係者への「DV防止法」に基づく通報の周知に取り組まれない。 ・多言語化を進め、外国人被害者に必要な支援が行える体制づくりを進められたい。 |

| 施策4 人権侵害を予防するための支援(事業No.53～55) | |
|--------------------------------|--|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| B | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しハラスメント防止研修が実施され、有効であったと参加者に評価されている。 ・人権をテーマにした多様な講座等を開催し、人権侵害の予防に取り組んでいる。 ・市民に対するハラスメントの啓発は、市報での情報提供だけでは不十分である。講座の開催等を図られたい。 ・職員に対するハラスメント防止研修を、係長及び全職員の必修研修とすることを検討されたい。 |

| 施策5 性犯罪被害者の支援(事業No.56) | |
|------------------------|---|
| 評価 | 施策別評価に際し着目したポイント |
| A | <ul style="list-style-type: none"> ・各種リーフレットの配架先を拡大し、相談窓口の周知に取り組んでいる。 ・東京都と犯罪被害者週間行事を共催し、多数の参加者に対し被害者支援の啓発を行っている。 ・リーフレット配架のみではなく、QRコード付ステッカーを貼付する等、相談先にアクセスしやすい環境づくりを進められたい。 ・性犯罪被害者の声を受け止める体制づくりや、男性被害者支援に取り組まれない。 ・ジェンダーの偏りのない産婦人科や女性の医師等との連携を進められたい。 |

5 今回の問題点について

第2次行動計画より、所管課（室）が目標設定を行うこととなりましたが、市の事業として当然実施しなければならないことを目標として設定しているもの、目標設定が著しく低いもの、漠然とした目標であるため評価を行い難いもの、第2次行動計画の事業内容に合致しない目標設定がなされているものが見受けられました。

また、事業実績の記載においても、記載が具体的でないため実績を読み取ることができないもの、事業実施による効果測定が行われていないもの、情報提供のみにとどまっているものが散見されました。

本委員会においても、パンフレットの配架だけをもって周知されたという記載に対しては、かなり批判的な意見が出ていました。また参加人数についても、同じメンバーが何度も参加していた可能性の指摘がありましたので、この点についても何らかの説明が必要です。

第2次行動計画の事業内容そのものについても、情報提供が主である場合は、パンフレット等の配架を行うのみであっても「目標を達成した」と評価せざるを得ないものがあります。他にも、第2次行動計画の事業内容が、所管課（室）が行っている事業に合致しないものもありました。

6 今後の方向性について

第2次行動計画を推進するためには、事業を実施するのみでなく事業実施によって効果をあげることが重要です。

平成30年度自己点検票の評価においても、ある程度効果を意識した記載をお願いしたところですが、数値に重きを置くもの、事業実施による効果に重きを置くもの等、所管課（室）や事業によって評価基準が各々異なっているため、施策としての評価を行い難く、第2次行動計画全体に共通する評価基準を設定する必要性を痛感しました。

令和2年度は、単なる評価だけではなく第2次行動計画の事業内容の見直し及び事業実績の効果の測定方法についてもご検討ください。男女平等推進を念頭においた目標設定を行うことは当然ですが、可能な限りアンケートの実施や聞き取りを行い、事業実績の具体的な記載と事業効果の測定に努めてください。

なお、各課の評価目標設定の的確性や事業効果の測定方法等の記載内容につきましても（特に目標設定の的確性等）、本委員会として意見させていただくことがあることをご承知おきください。

現在、令和元年度の進捗状況評価を行うとともに、行動計画そのものの見直しに対する意見の提出を検討しております。見直し後の第2次行動計画をより良いものとするためにも、前述の点に留意しながら、自己点検票の事業評価をお願いいたします。

III 施策別推進状況評価

施策別推進状況評価の見方

| | | |
|---|---|---|
| 事業名 | No.6 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供 | |
| 事業内容 | 市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報の紹介などの情報提供をし、均等待遇に向けた事業者への理解を深めます。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等に対して啓発・情報提供を行う。 |
| | 実績 | ・6月15日号市報や市ホームページに「男女共同参画週間(6月23～29日)」の記事を掲載し、男女共同参画社会の実現への取組が必要であることを訴えた。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを周知した。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・情報誌「ライツこくぶんじ」を市内事業者等(信用金庫、商工会、医療機関等)に配布することで、事業者等に対する情報提供や理解促進が図られた。 |
| 経済課 | 目標 | ・就労における男女平等をテーマとしたセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女雇用機会均等法に関する情報提供を行う。 (情報誌「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催) |
| | 実績 | ・6月に東京都労働相談情報センターと共催で、就労における男女平等をテーマとした労働セミナーを開催した。(セミナー参加者…50人・うち国分寺市民1人) ・女性活躍推進法の各種制度の解説のほか、先進企業の取り組み事例の紹介を行うことで、各種制度の情報提供や啓発を行うことができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るための情報提供を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | 職員で組織する男女平等推進専門委員会での評価と評価理由です。必要に応じて評価理由をつけています。評価は、事業別評価です。 |
| 事業名 | No.7 市の調達における男女平等推進事業評価制度の運用拡大の検討 | |
| 事業内容 | 国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討します。 | |
| 契約管財課 | 目標 | 「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づき、対象案件について、男女平等及び男女共同参画への取組みについて評価する視点を盛り込み調達を行う。 |
| | 実績 | 総合評価競争入札案件6件について、男女平等及び男女共同参画への取組みを評価項目として、育児休暇制度を設けている事業者への加点を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 「男女平等及び男女共同参画への取組み」を評価項目とすることで、取り組みを行っている事業者は加点により入札が有利となるため、事業者が取組みを進める契機となる。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みについて、情報収集を行う。 |
| | 実績 | ・国の指針では、厚生労働省に認定された事業者が調達の際に加点される制度となっている。市内の事業者を確認したところ、認定事業者は1社のみであった。 ・認定事業者となるには、一般事業主行動計画の策定や女性活躍推進・子育て支援に取り組む必要があるため、市内事業者への呼びかけを検討したが、検討することどまってしまった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・女性活躍推進法に関する記事を掲載した情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)を、市内事業者等(信用金庫、商工会、医療機関等)に配布したが、配布だけでは不十分であった。 |
| 専門委員会評価 | C | 事業内容が、「国の指針に準じた調達の仕組みの検討」であるにも関わらず、現制度の運用と情報収集にとどまっているため、C評価とする。 |
| ■施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | C | 施策別評価に際し着目したポイント ・市報や情報誌に記事を掲載し、女性活躍推進法の周知に取り組んでいるが、効果が明らかでない。 ・労働セミナーへの市民参加が少なかったため、市民参加が増えるよう努められたい。 ・「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づいた調達が行われてはいるが、国の指針に準じた調達の仕組みづくりにも取り組まれたい。 |
| 協議会(総合)評価 | C | 施策別評価に際し着目したポイント ・市民への意識啓発に取り組む。 |
| 市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の評価です。評価は施策別評価です。 | | |
| 男女平等推進専門委員会と男女平等推進委員会の評価を基に、市の男女平等施策を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会(副市長を会長として7人の部長で組織)で行った評価です。評価は施策別評価です。 | | |
| 評価 | 評価の基準 | |
| A | 目標を上回った。 | |
| B | 目標を達成した。 | |
| C | 目標達成できず。 | |
| D | 実績がなかった。 | |

基本目標

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

■課題1 男性中心型労働慣行の見直し

施策（1）ワーク・ライフ・バランスの推進

| 事業名 | No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動 | |
|---------|--|--|
| 事業内容 | 市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供及び支援を行う。 ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 (起業講座1回、ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者40人) |
| | 実績 | ・11月27日女性の起業講座開催、参加者17人。12月9日ワーク・ライフ・バランス講座開催、参加者24人(父子12組)。参加者41人であり、目標の40人を達成することができた。 ・アンケート結果では、両講座とも内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も数多く寄せられた。また、次回開催を望む声もあった。 ・講座開催により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行うことができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・女性の起業講座では、就職以外の働き方があることを紹介し、参加者の就労への関心を高めることができた。 また、多摩信用金庫や経済課とも連携し、参加者の求める情報を提供することができた。 ・ワーク・ライフ・バランス講座として父子料理講座を開催し、男性の家事・育児参加への契機とすることができた。 |
| 経済課 | 目標 | ・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。 (情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催) |
| | 実績 | ・6月に東京都労働相談情報センターと共催で、ワーク・ライフ・バランスがテーマの労働セミナーを2回開催した。(セミナー参加者…134人・うち国分寺市民4人) ・講座開催により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行うことができた。 ・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)を庁内2か所に配架し、情報提供を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・性別にかかわらず、自らの意欲と能力を持って様々な働き方・生き方を実践する機会があることの啓発を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |
| 事業名 | No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| 事業内容 | 子育てや介護などと仕事を両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画と連動し、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。 | |
| 職員課 | 目標 | ・男性職員の育児休業取得の促進(10%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知 |
| | 実績 | 平成30年10月に「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」という冊子ファイルの改訂版を公開羅針盤掲示板にて案内し、休暇制度の周知を図ったことや、子が産まれた男性職員に直接説明を行った結果、新たに育児休業が取得可能となった男性職員の12名中6名が育児休業を取得し取得率は50%となり、男性職員の育児休業取得率10%以上という目標を達した。それにより男性職員の家庭での育児参加が促進された。 また、平成30年度の男性の育児休業取得者6名のうち育児休業平均取得日数は10.5日であり、平成29年度の男性の育児休業平均取得日数8.0日と比べ増加している。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・男性職員の家庭での育児参加が促進されたことで、家庭内での育児による負担の偏りが緩和された。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・講座の周知を庁内に向けて行い、職員の参加を図る。 ・男性が参加しやすいよう、土日に講座を開催する。 (ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者20人) |
| | 実績 | ・庁内イントラネット掲示板でも講座開催を周知し、職員の参加を呼びかけた。 ・12月9日にワーク・ライフ・バランス講座(父子料理教室)を開催。参加者24人(父子12組)には、職員や職員の配偶者の参加も含まれている。 ・アンケート結果では、講座の内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も数多く寄せられた。また、次回開催を望む声もあった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・講座には職員や職員の配偶者の参加もあった。男性が家事・育児参加することによって、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 事業名 | No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進[新規] | |
| 事業内容 | 庁内では、日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組み、長時間労働削減を推進します。また、市内事業者等に向け、好事例等の情報提供を行います。 | |
| 職員課 | 目標 | 特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務時間数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、臨時職員配置によるワークシェアリングを行う。 |
| | 実績 | 平成30年度における一人あたりの月超過勤務時間数は8.1であった。下半期に新たにワークシェアリングによる臨時職員5名の任用を行い、上半期と合わせて臨時職員合計8名の任用を行った。一人あたりの月超過勤務時間数は目標を達成することはできなかったものの、繁忙のため超過勤務が増加した部署へワークシェアリングによる臨時職員を配置したことで、一部の課では平成29年度の同時期より超過勤務を縮減することができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 一部の課では、超過勤務を縮減することにより長時間労働を削減し、家庭でのワーク・ライフ・バランスの適正化を図ることができた。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・講座の周知を庁内に向けて行い、職員の参加を図る。・男性が参加しやすいよう、土日に講座を開催する。(ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者20人) |
| | 実績 | ・職員が参加できるよう、講座を日曜開催とした。また、庁内イントラネット掲示板でも講座開催を周知し、職員の参加を呼びかけた。 ・12月9日にワーク・ライフ・バランス講座(父子料理教室)を開催。参加者24人(父子12組)には、職員や職員の配偶者の参加も含まれている。 ・アンケート結果では、講座の内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も数多く寄せられた。また、次回開催を望む声もあった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・講座には職員や職員の配偶者の参加もあり、庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図ることができた。 |
| 経済課 | 目標 | ・長時間労働抑制に関する情報提供・啓発を行う。・年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行う。(情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架) |
| | 実績 | ・12月に東京都労働相談情報センターと共催で、長時間労働の抑制が一部テーマとなる労働セミナーを2回開催した。(セミナー参加者…171人・うち国分寺市民4人) ・年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行うことができた。 ・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)を庁内2か所に配架し、情報提供を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 豊かで活力のある男女平等の社会の実現に資するため、長時間労働を抑制し、超過勤務の縮減目標を達成するための情報提供を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | C | ワークシェアリングの導入が進められているが、一人あたりの月超過勤務数が増加しているためC評価とする。 |

| | | |
|--------------------|----------|---|
| ■ 施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、アンケートで高評価を得ている。 ・男性の育児休業取得率(50%)及び平均取得日数(10.5日)が前年度より向上しているが、育児休業取得率の目標(10%、国の目標は2020年までに13%)が低い。高い数値目標を設定し、達成に向け努められた。 ・男性の育児休業取得が促進されるよう、男性を対象とした実践的な家事・育児講座の開催や、育児休業を取得した男性職員の体験談の紹介等を検討されたい。 ・一人あたりの月超過勤務数が前年度を上回っている。ワークシェアリングを活用するとともに業務量の適正化を図られたい。 |
| | | 施策別評価に際し着目したポイント ・様々な事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスへの意識啓発に取り組んでいる。 ・男性の育児休業取得率は目標を達しているが、月超過勤務数は増大している。 ・ワークシェアリングの導入は評価できるが、まだ十分な効果があらわれていない。 |
| 協議会(総合)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント ・様々な事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスへの意識啓発に取り組んでいる。 ・男性の育児休業取得率は目標を達しているが、月超過勤務数は増大している。 ・ワークシェアリングの導入は評価できるが、まだ十分な効果があらわれていない。 |

施策(2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

| | | |
|--------------|---|--|
| 事業名 | No.4 男女が共に家事・育児・介護をするための意識づくり | |
| 事業内容 | 家事・育児・介護は男女が共に行うものであることについて考える機会をつくり、様々な機会を活用して啓発を行います。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施 ◇育児・介護休業・休暇を取得することの理解促進 | |
| 健康推進課 | 目標 | 両親学級をひかりクラス(沐浴・妊婦ジャケット体験等)は年6回・わくわくクラス(歯科・栄養講座、先輩パパママ交流)は年4回、プレパパ・ママセミナー(先輩パパママ交流等)7/28(土)予定。 |
| | 実績 | 30年度、わくわくクラス、ひかりクラス、プレパパ・ママセミナーは目標回数を実施している。わくわくクラスは妊婦116名、パートナー95名の参加、ひかりクラスは妊婦194名、パートナー188名参加があった。ひかりクラスは特にパートナーの妊婦体験や沐浴体験があり、妊婦のパートナーが積極的にクラスに参加する姿がある。グループワークでは、妊娠中から産後にかけて、どのように育児に参加すればよいか、家事を行えばよいか等を同じ立場の男性とディスカッションされていた。事後アンケートからは、両親学級に参加することで具体的なイメージがもてた等の感想が得られている。 |
| | 男女平等推進への効果 | 両親学級やプレママ・パパセミナーを通し、同じ立場(妊婦・そのパートナー同士)にある人達の意見を聞くことができるため、女性の妊娠中の体調のことや、育児を共に行うことについて、他の人の意見を聞くことで、男女が共に育児を行うことへの意識をするきっかけになっていると思われる。 |

| | | |
|-----------|------------|--|
| 子育て相談室 | 目標 | 通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。 (こどもの発達センターつくしんぼ行事の父親参加数:100人) |
| | 実績 | こどもの発達センターつくしんぼ行事の父親参加数:91人 ここ数年父親が参加しやすい土・日に行事を設定してきた。このことから父親の参加数は高くなってきた。 保護者参加向けの行事に、父親が参加することが、より育児に興味湧き、さらに育児に対しての思いの変化が生じてきたことが伺え、良好な効果となった。 |
| | 男女平等推進への効果 | 通園教室及び外来グループ活動を利用の父親へ参画を促した。父親が様々な講演会や保護者参加行事に参加されたことで、障害への理解や、主に育児をしている母親への理解につながり良い効果が上がったと感じる。 |
| 子ども子育て事業課 | 目標 | 男女共に育児に関わるよう、親子で楽しめる子どもの遊び場を提供する。 |
| | 実績 | 平日は母親との来館がほとんどであるが土曜日は父親と来館している。 野菜の収穫体験のため、両親でもひとり親でも気軽に参加できていた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 気軽に安心して遊べる居場所の環境を設定することにより、父親・母親・祖父母それぞれが子どもの遊び場として利用し育児参加できた。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・男性が参加しやすいよう、土日に講座を開催する。(ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者20人) |
| | 実績 | ・父子での参加ができるよう、講座を日曜開催とした。 ・12月9日にワーク・ライフ・バランス講座(父子料理教室)を開催、参加者24人(父子12組)。 ・アンケート結果では、講座の内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も数多く寄せられた。また、次回開催を望む声もあった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・ワーク・ライフ・バランス講座として父子料理講座を開催した。アンケートの結果も高評価であったことから、男性の家事・育児参加への意識づくりを行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|-----------|---|---|
| 事業名 | No.5 男性が家事・育児・介護に参画するための環境づくり | |
| 事業内容 | 男性が積極的に家事・子育て・介護に携わることができるよう、講座の開催などをし、様々なスキルや支援の情報提供を行います。 ◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大 ◇料理や家事のスキルを学び生活自立のきっかけを作る講座の実施 ◇介護予防や老後の生活、介護負担についての講座の実施 | |
| 子育て相談室 | 目標 | 土曜日に父親参加向けのイベントを実施し利用拡大に繋げる。父親向けの利用を促す広報を行う。 (土曜日実施親子ひろば箇所数 6箇所、親子ひろば父親利用延べ人数 900名) |
| | 実績 | 土曜日実施親子ひろば箇所数 6箇所、親子ひろば父親利用延べ人数 1,074名 子育てに父親が参加に携わることができるよう土曜日に開設する親子ひろばを6箇所確保した。また、併せてプレパパや父親向けのイベントを開催したことにより、親子ひろばの父親利用者が増加した。 親子ひろばで父親向けのイベントを実施していることを、市報、HPだけではなく、保育展示会にて広報したことにより、父親利用者の増加につながったと考えられる。 |
| | 男女平等推進への効果 | 親子ひろばにおいて、父親自身の子育てに関する悩み相談ができる場を提供することにより、男性の育児参加への機会の提供の場とすることができた。 |
| 子ども子育て事業課 | 目標 | 父親の育児参加を促し、子育て環境をより良いものにする。 |
| | 実績 | 平日は母親との来館が多いが、土曜日は父親と一緒に来館している。 |
| | 男女平等推進への効果 | 気軽に安心して遊べる居場所の環境を設定することにより、父親・母親・祖父母それぞれが子どもの遊び場として利用し育児参加できた。 |
| 高齢福祉課 | 目標 | 地域包括支援センターにおいて、介護予防教室を年1回以上実施し、介護予防に関する情報提供を行う。 (各地域包括支援センターにおいて、年2回以上の介護予防教室開催) |
| | 実績 | 介護予防教室:全24回(他に転倒予防教室18回) 介護予防の取り組みの必要性に気づき、地域の活動へ参加し介護予防に取り組めるよう情報提供を行った。 季節に合わせたテーマの選定を行い工夫した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 男性も身近に関心が高いテーマでもあり、男性参加者も増えてきている。女性が介護するものという概念も薄れつつある。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・男性が参加しやすいよう、土日に講座を開催する。(ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者20人) |
| | 実績 | ・父子での参加ができるよう、講座を日曜開催とした。 ・12月9日にワーク・ライフ・バランス講座(父子料理教室)を開催、参加者24人(父子12組)。 ・アンケート結果では、講座の内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も数多く寄せられた。また、次回開催を望む声もあった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・ワーク・ライフ・バランス講座として父子料理講座を開催した。アンケートの結果も高評価であったことから、男性の家事・育児参加への意識づくりを行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| ■ 施策の推進状況評価 | | |
|------------------|---|---|
| 推進委員会 (外部) 評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数が目標に達していない事業もあるが、父親の参加が促されるよう土日に事業が実施されている。 ・各事業において、男性参加者の意識が徐々に高まっていることがうかがえる。より多くの男性に参加してもらえるような事業を実施し、男性市民への啓発に努められた。 |
| 協議会 (総合) 評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事業を実施し、男性への意識啓発に取り組んでいる。 ・男性が家事・育児・介護について相談できる場の設置を検討されたい。 |

施策（3）就労における男女平等の推進

| 事業名 | No.6 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供 | |
|---------|---|--|
| 事業内容 | 市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報の紹介などの情報提供をし、均等待遇に向けた事業主への理解を深めます。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等に対して啓発・情報提供を行う。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月15日号市報や市ホームページに「男女共同参画週間(6月23～29日)」の記事を掲載し、男女共同参画社会の実現への取組が必要であることを訴えた。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを周知した。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・情報誌「ライツこくぶんじ」を市内事業者等(信用金庫、商工会、医療機関等)に配布することで、事業者等に対する情報提供や理解促進が図られた。 |
| 経済課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労における男女平等をテーマとしたセミナーを東京都関係機関とともに開催する。 ・男女雇用機会均等法に関する情報提供を行う。(情報紙「ときよの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催) |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月に東京都労働相談情報センターと共催で、就労における男女平等をテーマにした労働セミナーを開催した。(セミナー参加者…50人・うち国分寺市民1人) ・女性活躍推進法の各種制度の解説のほか、先進企業の取り組み事例の紹介を行うことで、各種制度の情報提供や啓発を行うことができた。 ・実態調査情報紙「ときよの労働」(月1回発行)を庁内2か所に配架し、情報提供を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るための情報提供を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| 事業名 | No.7 市の調達における男女平等推進事業評価制度の運用拡大の検討 | |
|---------|--|---|
| 事業内容 | 国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討します。 | |
| 契約管財課 | 目標 | 「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づき、対象案件について、男女平等及び男女共同参画への取組みについて評価する視点を盛り込み調達を行う。 |
| | 実績 | 総合評価競争入札案件6件について、男女平等及び男女共同参画への取組みを評価項目として、育児休暇制度を設けている事業者への加点を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 「男女平等及び男女共同参画への取組み」を評価項目とすることで、取組みを行っている事業者は加点により入札が有利となるため、事業者が取組を進める契機となる。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みについて、情報収集を行う。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の指針では、厚生労働省に認定された事業者が調達の際に加点される制度となっている。市内の事業者を確認したところ、認定事業者は1社のみであった。 ・認定事業者となるには、一般事業主行動計画の策定や女性活躍推進・子育て支援に取り組む必要があるため、市内事業者への呼びかけを検討したが、検討するにとどまってしまった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・女性活躍推進法に関する記事を掲載した情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)を、市内事業者等(信用金庫、商工会、医療機関等)に配布したが、配布だけでは不十分であった。 |
| 専門委員会評価 | C | 事業内容が、「国の指針に準じた調達の仕組みの検討」であるにも関わらず、現制度の運用と情報収集にとどまっているため、C評価とする。 |

| ■ 施策の推進状況評価 | | |
|------------------|---|--|
| 推進委員会 (外部) 評価 | C | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報や情報誌に記事を掲載し、女性活躍推進法の周知に取り組んでいるが、効果が明らかでない。 ・労働セミナーへの市民参加が少なかったため、市民参加が増えるよう努められたい。 ・「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づいた調達が行われてはいるが、国の指針に準じた調達の仕組みづくりにも取り組まれたい。 |
| 協議会 (総合) 評価 | C | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への意識啓発に取り組んではいないものの、事業者への取組が不十分である。事業者に対する働きかけを検討されたい。 |

■ 課題2 女性の活躍の場の拡大

施策(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進

| 事業名 | No.8 審議会等の委員における性による偏りの解消 | |
|---------|---|---|
| 事業内容 | 審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。 | |
| 政策経営課 | 目標 | 審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らない。同目標の達成に向け、各課に対しての情報提供・啓発を行う。また、市民参加の裾野の拡大に向け、無作為による附属機関等の公募委員候補者の登録制度の導入を行う。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ◆平成30年4月2日付けで「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(通達)」を発出するとともに、同運用解釈の改訂をするなど、附属機関を適正に設置・運営するよう庁内周知を行った。 ◆附属機関等の公募委員の募集に当たり、市民参加の機会を創出し、多様な市民の意見を市政に反映させることを目的として、「附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度」を平成30年6月1日より開始した。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の満18歳以上の男女、無作為抽出1,000人を対象に登録勧奨を送付、登録を依頼 ・登録数67人(男36人・女31人) ・委嘱実績17人(男9人・女8人) |
| | 男女平等推進への効果 | 附属機関の委員合計512人、うち男358人(約70%)、女154人(約30%)【31.4.1時点】 |
| 人権平和課 | 目標 | 女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、審議会等においても女性委員が増加するよう啓発を行う。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月15日号市報や市ホームページに「男女共同参画週間(6月23～29日)」の記事を掲載し、男女共同参画社会の実現への取組が必要であることを伝えた。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを伝えた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 市報や情報誌「ライツこくぶんじ」に記事を掲載し、多様な分野での女性活躍を呼びかけた。市報は全戸配布、ライツこくぶんじは市内各施設等に配布をしているため、記事を目にする市民への啓発はできた。 |
| 専門委員会評価 | C | 無作為抽出による登録制度の導入については一定の成果もあり評価できるものの、審議会等における一方の性が全体で4割を下回っているため、C評価とする。加えて、女性ゼロの審議会等をなくすことへの取組も進められたい。 |

| 事業名 | No.9 庁内の職員配置・管理職登用に於ける積極的な女性の参画推進 | |
|------|--|---|
| 事業内容 | 部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。 | |
| 職員課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・部署ごとに職員の性別による偏りがなく職員配置を行う。 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動においては、性別の偏りがなくことに留意して職員配置を行った。 ・平成31年2月に、女性職員のキャリア形成支援及び昇任意欲向上に資する「キャリアビジョン研修」を実施し、10名の女性職員が受講した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、昇任意欲向上を促す一定の効果があったと考えられる。 |

| | | |
|---------|------------|--|
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍に関する情報を市報や庁内掲示板に掲載し、意識啓発を行う。 女性の活躍を推進するには、男性に対する意識啓発も必要となるため、男性を対象とした啓発講座を開催する。(ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者20人) |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 6月15日号市報や市ホームページに「男女共同参画週間(6月23～29日)」の記事を掲載し、男女共同参画社会の実現への取組が必要であることを伝えた。 男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを伝えた。 12月9日にワーク・ライフ・バランス講座(父子料理教室)を開催。参加者24人(父子12組)には、職員や職員の配偶者の参加も含まれている。 |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス講座に参加した男性職員に対し、意識啓発を行うことができた。 市報や「ライツこくぶんじ」は庁内各課へ配布しているため、記事を目にする職員への啓発は図られたと考える。 |
| 専門委員会評価 | B | 性別の偏りがないことに留意し職員配置を行ったとあるが、職員配置の具体的な内容を記載されたい。 |

| | | |
|---------|--|---|
| 事業名 | No.10 防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進 | |
| 事業内容 | 防災計画策定や防災対策、災害時の情報収集・地域との連携を指揮する防災会議への女性の参画を促進します。避難訓練等や備蓄等の防災対策や災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるため、活動へのより多くの女性の参加を図ります。 | |
| 防災安全課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や防災関係の会議等の政策・方針決定の場に、女性参加・参画を図る。 避難所運営運営に当たる職員(初動要員)について、女性職員を任命する。(初動要員20%以上、防災組織委員40%以上) |
| | 実績 | 初動要員については、市内及び隣接市に住んでいる女性職員を積極的に任命し、21.1%となった。避難所運営に女性の視点を取り入れることにつながったと考えられる。防災組織委員の女性比率は48.4%となった。 |
| | 男女平等推進への効果 | 男女に関わらず災害時に活躍を促すことで、避難所での女性の視点を取り入れることにつながった。 |
| 専門委員会評価 | B | 初動要員・防災組織委員に加え、防災会議への女性参画を進められたい。 |

| | | |
|---------|--|--|
| 事業名 | No.11 事業者等の方針立案・決定への女性の参画促進 [新規] | |
| 事業内容 | 市内企業に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における管理職等への女性の登用を推進します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等においても女性管理職が増加するよう啓発を行う。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 6月15日号市報や市ホームページに「男女共同参画週間(6月23～29日)」の記事を掲載し、男女共同参画社会の実現への取組が必要であることを伝えた。 男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを伝えた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 市報や情報誌「ライツこくぶんじ」に記事を掲載し、多様な分野での女性活躍を呼びかけた。市報は全戸配布、ライツこくぶんじは市内各施設等に配布をしているため、記事を目にする事業者への啓発はできた。 |
| 経済課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法をテーマとした労働セミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 女性の登用に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。(情報紙「とくきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催) |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 6月に東京都労働相談情報センターと共催で、女性活躍推進法をテーマとする労働セミナーを開催した。(セミナー参加者…50人・うち国分寺市民1人) 女性活躍推進法の各種制度の解説のほか、先進企業の取り組み事例の紹介を行うことで、各種制度の情報提供や啓発を行うことができた。 情報紙「とくきょうの労働」(月1回発行)を庁内2か所に配架し、情報提供を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るための情報提供を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|-------------|---|--|
| ■ 施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員の昇任意欲向上が図られるよう、キャリアビジョン研修を行っている。 「附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度」では、男女ほぼ同数の登録がなされている。登録者が委員就任につながるよう、制度の積極的な活用に取り組まれない。 従来から女性委員の多い委員会等には男性委員を増やす等のバランスを取りながら性の偏りの解消を図られたい。 避難所開設等を担当する初動要員の女性の割合が増えてはいるが、女性の割合を増やすために強要することのないよう配慮されたい。また、避難所設営にあたっては、性別役割分担意識に捉われないこと、女性が安心して過ごすことができる環境づくりに努められたい。 |
| | | <p>協議会(総合)評価</p> <p>B</p> <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 「附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度」を導入したことは評価できる。 女性の参画を促すだけでなく、様々な場において女性が活躍できるよう体制を整えられたい。 |

施策（2）女性の就業支援

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.12 女性のキャリア支援【新規】 | |
| 事業内容 | 庁内における女性管理職の登用促進と並行して、キャリアプランの確立やマネジメント支援の推進などの登用された女性に対するサポートに取り組む、事業者等へもその取組を促します。 | |
| 職員課 | 目標 | ・キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する（年1回）。 ・登用された女性職員に対するサポート体制の検討 |
| | 実績 | ・平成31年2月に、女性職員のキャリア形成支援及び昇任意欲向上に資する「キャリアビジョン研修」を実施し、10名の女性職員が受講した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、昇任意欲向上を促す一定の効果があったと考えられる。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・事業者に対し、登用された女性に対するサポートを促すための啓発を行う。 |
| | 実績 | ・6月15日号市報や市ホームページに「男女共同参画週間（6月23～29日）」の記事を掲載し、男女共同参画社会の実現への取組が必要であることを伝えた。。また、女性のための相談窓口に関する情報提供を行った。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」（発行部数2,200部）において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを伝えた。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・市報や情報誌「ライツこくぶんじ」に記事を掲載し、多様な分野での女性活躍を呼びかけた。市報は全戸配布、ライツこくぶんじは市内各施設等に配布をしているため、記事を目にする事業者への啓発はできた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.13 子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援 | |
| 事業内容 | 結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性の就業を支援するため、就業に役立つ情報の提供や就業体験等の講座を実施します。就労支援地域連絡会では、労働に関係する関係機関が連携を回り、情報交換を行うことで就労支援ネットワーク化を推進します。また、起業を目指す人には学びの機会のほか、条件面の整備や財政面の支援策などについての情報を提供します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・女性の就業支援事業を実施し、離職した女性の再就職をサポートする。 ・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供及び支援を行う。 (女性の就業支援事業 参加者20人、女性の起業講座 参加者20人) |
| | 実績 | ・マインターン事業の対象者は主に子育て中の女性としていたが、女性の就業支援事業として対象者を再就職を希望する女性全般に拡大したことにより、幅広い年齢層からの参加があった（10～2月開催、参加者8人）。 ・11月27日に女性の起業講座を開催し（参加者17人）、女性起業家の実例や集客の手法を紹介した。 ・参加者数は目標に達しなかったが（目標40人、実績25人）、アンケート結果では、両講座とも内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も数多く寄せられた。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・女性の就業支援事業については、3日間の講座に加え、2日間の就業体験を実施した。参加者8人中2人が再就職につながったため、有効な支援ができたと考ええる。 ・女性の起業講座については、多摩信用金庫や経済課とも連携し、参加者の求める情報を提供することができた。 |
| 経済課 | 目標 | ・女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。・国分寺市就労支援地域連絡会を開催する。（情報紙「とうきょうの労働」（月1回発行）及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催。国分寺市就労支援地域連絡会を2回開催） |
| | 実績 | ・6月と2月に東京しごと財団と共催で、女性のための再就職支援セミナーを開催した。 ・女性を積極的に採用している各種企業の担当者との交流会を通じ、就業支援を行うことができた。 ・国分寺市就労支援地域連絡会を開催（1回）し、関係機関と連携し、就労困難者を取り巻く状況につき情報交換を行った。 ・情報紙「とうきょうの労働」（月1回発行）を庁内2か所に配架し、情報提供を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 就労による経済的自立や、生活の経済的基盤を確保することは、豊かで活力のある男女平等の社会の実現に資する中、参加者の就労への関心を高めることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.14 農業経営への男女共同参画 | |
| 事業内容 | 市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。 | |
| 経済課 | 目標 | 制度についての情報提供を行う。 |
| | 実績 | ・制度に関するパンフレット等を庁内に配架。 ・パンフレット等をJA回覧（304枚）で配布し、制度について周知を行うことができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 市内の農業において女性が果たしている役割の重要性と、「家族経営協定」への関心を一定高めることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|------------------|---|---|
| 推進委員会 (外部) 評価 | C | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の再就職支援事業では2人が再就職を果たしているものの、参加者数は目標に達していない。SNS等を活用した周知を工夫されたい。 ・キャリアビジョン研修の参加により昇任意欲が向上した女性職員の管理職登用を進められたい。 ・パンフレット等は、配架するのみではなく、配布による効果測定を行うことが望ましい。効果測定の実施は難しい現状ではあるが、行える範囲での実施に努められたい。 |
| 協議会 (総合) 評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業支援事業や起業講座、キャリアビジョン研修が開催され、女性活躍の支援に取り組んでいる。 ・活躍を望む女性を支援する体制づくりに努められたい。 |

施策（3）子育て・介護への支援

| 事業名 | No.15 保育サービス・放課後の居場所の充実 | |
|---------------|---|--|
| 事業内容 | <p>子ども・子育て支援事業計画にのっとり保育所等の整備に取り組み、待機児童を解消するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を進めます。放課後の子どもの居場所について、そのあり方、実施方法も含めて検討します。</p> <p>◇延長保育、病児・病後児保育、一時保育等の充実 ◇学童保育所の受入対象学年拡大・時間延長の検討</p> | |
| 子ども若者 計画課 | 目標 | <p>保育所の待機児童解消に向け、民設民営保育所(2施設)を整備する。 学童保育所の狭隘状況解消に向け、民設民営学童保育所(1施設)を整備する。</p> |
| | 実績 | <p>■民設民営保育所・民設民営学童保育所の整備 民設民営保育所では、2施設の整備と既存園の定員増により、93人の児童を受け入れられる体制を整えることができた。また、民設民営学童保育所では1施設を整備したことで、40人の児童を受け入れられる体制を整えることができた。このことにより、待機児童解消に向けた取組を進め、親が就労等により保育が必要な未就学児童がいる家庭を支援することができた。</p> <p>■放課後の子どもの居場所について 「子どもの居場所づくり推進会議」を年4回開催し、現場の見学、あり方の検討を実施した。</p> |
| | 男女平等推進 への効果 | <p>民設民営保育所、民設民営学童保育所の受入れ児童数を増やしたことで、児童の親が就労しやすい環境を支援することができた。このことで、男女が平等に社会に進出し、活躍できる環境の充実に貢献することができた。</p> |
| 子ども子育て 事業課 | 目標 | <p>保育サービスの充実を図り、また多様化する保育ニーズへの対応を進める。</p> |
| | 実績 | <p>新設学童保育所の設置によりH31年度の学童保育所入所定員増となり狭隘状況の緩和となる。</p> |
| | 男女平等推進 への効果 | <p>放課後児童の居場所の環境を整え、安心して子どもを預けることができる。</p> |
| 専門委員会 評価 | B | <p>待機児童解消の進捗状況について、待機児童数の実数等、具体的な内容を記載されたい。</p> |

| 事業名 | No.16 子育てに関する総合的な支援・相談の充実 | |
|-----------------|---|---|
| 事業内容 | <p>相談や情報提供、交流の場、子ども連れで利用しやすい施設整備など、男女ともに子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。</p> <p>◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり ◇「あかちゃんふらっと」等の整備・利用促進 ◇健康や発達などに関する情報提供・相談の充実 ◇児童虐待へのきめ細やかな対応</p> | |
| 子ども子育て サービス課 | 目標 | <p>会員数を増加させることで、地域の相互援助により安心して子育てを行うことができる環境づくりを推進する。(援助会員講習会 年2回開催、親子ひろば・3～4箇月児健康診査における登録説明会 年20回程度開催、他課社会参加事業と広報の連携、会員数1600人)</p> |
| | 実績 | <p>援助会員講習会を2回開催(6月・11月)、親子ひろば・3～4箇月児健康診査における登録説明会26回開催。会員数は1,712人となった。年度当初予定していた取組事項についてはすべて達成した。</p> <p>産後間もない3～4箇月児健康診査時に事業の周知を実施することで、仕事等と育児の両立を可能とするツールを紹介することができた。</p> |
| | 男女平等推進 への効果 | <p>3～4箇月児健康診査では父母が一緒に来ている家族もあり、事業の周知を幅広く行うことができた。</p> |
| 子ども子育て 事業課 | 目標 | <p>地域交流事業を行い、子どもや保護者同士の交流の場の提供や、事業を通じて育児相談等の支援を行う。また子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、児童虐待について適切な対応を図る。</p> |
| | 実績 | <p>お便りの発行やホームページ等で地域交流等の情報提供を行い、子育てに関する相談や情報共有のできる環境を広く周知した。</p> |
| | 男女平等推進 への効果 | <p>子どもや保護者同士が利用できる交流の場を周知・提供することで、育児相談等の支援を行う。</p> |

| | | |
|---------|------------|---|
| 子育て相談室 | 目標 | 昨年度、開設内容を拡大した親子ひろばや他親子ひろばの業務の安定。安定を継続することから、利用拡大につなげる。赤ちゃんふらっとの利用促進をさせる。 |
| | 実績 | 市内31か所の「赤ちゃんふらっと」について、市報、HPにて広報することにより、乳幼児との外出ができる環境の整備を行うことができた。 各団体の活動の情報交換の場として子ども・子育て支援円卓会議を月1回開催し、子育て関係団体とのネットワークづくりの場を提供することができた。 親子ひろばについては、市民スポーツセンターの改修工事に伴い、開設述べ日数は昨年度と比較し減少したが、定期的に開催することにより、子育ての悩みなどを気軽に相談できる場として、定着してきている。 |
| | 男女平等推進への効果 | 赤ちゃんふらっと31か所、親子ひろばを11箇所整備することにより、男女ともに子どもを産み育てやすい環境づくりにつなげることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|---------|--|--|
| 事業名 | No.17 介護者への支援 | |
| 事業内容 | 介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。 | |
| 高齢福祉課 | 目標 | 介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。 |
| | 実績 | 「みんなのあんしん介護保険」を窓口等で配布、「介護保険ハンドブック」を被保険者証に同封し、制度の普及・利用促進に役立てた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 「みんなのあんしん介護保険」、「介護保険ハンドブック」の介護保険制度のパンフレットを市民へ配布することで、介護保険制度の周知とともに利用促進につなげることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|---------|---|---|
| 事業名 | No.18 介護に関する総合的な相談事業 | |
| 事業内容 | 地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取組を進め、関係機関と連携し、適切に対応します。 | |
| 高齢福祉課 | 目標 | 地域包括支援センターにおいて、介護や医療等個別の相談時に情報提供を行うとともに、家族介護者交流会の実施や出張相談においても介護に関する情報提供を行う。 (出張相談は6センターで毎月1回、虐待防止ネットワークに基づく実務者会議、代表者会議をそれぞれ1回開催) |
| | 実績 | 家族介護者交流会:22回実施(各センター合計) 地域包括支援センターにおいて、介護や医療等個別の相談時に情報提供を行うとともに、家族介護者交流会の実施や出張相談においても介護に関する情報提供を行うことができた。 出張相談は6センターで毎月1回開催した。虐待防止ネットワークに基づく実務者会議、代表者会議をそれぞれ1回開催した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 介護離職を防止できるよう、介護しながらも仕事を継続できる知識を伝えられた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|-------------|---|--|
| ■施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所及び学童保育所の整備やファミリーサポートセンターの援助会員増に取り組み、保育ニーズへの対応を進めている。 ・介護について情報提供を行うための家族介護者相談会が各地域センターで実施されている。家族介護の負担が、特定の一人に偏ることのないよう取り組まれたい。 ・各種サービスを必要とする方が申請の行いやすい環境作りにも努められたい。 |
| 協議会(総合)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや介護に係る制度を周知し、利用促進に努めている。制度を必要とする方に情報が届くよう、より一層の周知に取り組まれたい。 |

施策（４）地域における男女共同参画

| | | |
|--------------------|---|--|
| 事業名 | No.19 市民活動への支援 | |
| 事業内容 | 公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男女が共に地域での活動に参加する機会をつくります。また、情報提供や、団体に対する活動の場の提供等の支援を行い、市民活動の活性化を図ります。 | |
| 公民館課 | 目標 | 地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施する。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。公共施設予約システムの完全実施を目指す。 |
| | 実績 | 地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施した。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進めた。市民活動の活性化を図るために公共施設予約システムの本稼働を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 男女共に地域での活動に参加する機会として、多様な内容の事業に取り組んだ。市民活動活性化を図るための公共施設予約システムの本稼働も順調に進んだ。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・女性の就業支援事業を実施し、離職した女性の地域での再就職をサポートする。 ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 (女性の就業支援事業 参加者20人、ワーク・ライフ・バランス講座 参加者20人) |
| | 実績 | ・ママインターン事業の対象者は主に子育て中の女性としていたが、女性の就業支援事業として対象者を再就職を希望する女性全般に拡大したことにより、幅広い年齢層からの参加があった(参加者8人)。 ・12月9日にワーク・ライフ・バランス講座を開催した(参加者24人、父子12組)。 ・参加者数は目標に達しなかったが(目標40人、実績32人)、アンケート結果では、両講座とも内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も多く寄せられた。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・女性の就業支援事業については、8人中2人が再就職につながり、有効な支援を行うことができた。 ・ワーク・ライフ・バランス講座として父子料理講座を実施し、男性の家事・育児参加への契機とすることができた。 |
| 協働コミュニティ課 | 目標 | ・市民活動フェスティバルを実施する。・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行う。 (市民活動フェスティバルを実施する(年1回)、市民活動に関する情報の収集及び提供を行う(市民活動センター登録団体数:157団体)。市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行う(市民活動センター利用率:65%)) |
| | 実績 | ・市民活動フェスティバルの実施(平成30年4月22日実施)。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供(平成30年度未登録団体数:145団体)。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供(平成30年度利用率:82.0%)。 ・市民活動団体向け講座の実施:2回 市民活動団体の活動の場として会議室、印刷機等が活用され、利用率も増加した。また、新たに団体向け講座を実施し、多くの参加をいただいております。市民活動の活性化を図ることができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 直接的に男女平等を推進する事業ではないが、市民活動の活性化を図ることにより、男女を問わず多様な価値観を持つ多くの市民が地域での活動に参加する機会を創出することが、ひいては女性の活躍の場の拡大にもつながるものと考えられる。 |
| 専門委員会評価 | B | |
| 事業名 | No.20 女性リーダーの育成 | |
| 事業内容 | 男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・女性の就業支援事業を実施し、離職した女性の地域での再就職をサポートする。 ・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供及び支援を行う。 (女性の就業支援事業 参加者20人、女性の起業講座 参加者20人) |
| | 実績 | ・ママインターン事業の対象者は主に子育て中の女性としていたが、女性の就業支援事業として対象者を再就職を希望する女性全般に拡大したことにより、幅広い年齢層からの参加があった。 ・参加者数は目標に達しなかったが(目標40人、実績25人)、両講座ともアンケート結果では、内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も多く寄せられた。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを呼びかけた。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・女性の就業支援事業については、8人中2人が再就職につながり、有効な支援を行うことができた。 ・女性の起業講座については、女性起業家の事例や財政面の支援等も紹介し、より実践的な講座となった。 ・「ライツこくぶんじ」を市内公共施設等へ配布を行い、市民への意識啓発を図った。 |
| 専門委員会評価 | B | 女性リーダー育成や審議会での女性活躍につながるテーマの講座開催に取り組まれない。 |
| ■ 施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント |
| | | ・市民活動の支援や講座開催等により、男女共に地域で活躍する機会を提供している。 ・公民館での講座を契機とし、自主グループが形成されている。積極的に講座参加者に声をかけ、自主グループの形成を促すよう努められた。 ・市民活動の場において、女性がより活躍できる場となるよう取り組まれない。 |
| 協議会(総合)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント |
| | | ・市民活動が活発に行われるよう、情報提供や支援に努めている。 ・女性の活躍が促進されるよう、継続して支援を行われない。 |

施策（５）生活の安定と自立の促進

| | | |
|--------------------|--|--|
| 事業名 | No.21 高齢者・障害者への支援 | |
| 事業内容 | 高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。障害者総合支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。 | |
| 高齢福祉課 | 目標 | 国分寺市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、関係機関や地域住民とネットワークを構築し高齢者の暮らしを支援していく。 (地域ケア会議を3回、小地域ケア会議を東西で各3回、各種専門部会を3部会で各3回開催) |
| | 実績 | H30年度は、地域ケア会議を3回、小地域ケア会議を東西で各3回、各種専門部会を3部会で各3回開催した。ネットワークや地域課題が浮かび上がるような会議運営に努め、協議を進めることができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 介護問題に直面しても、仕事や自己実現の機会を継続できる仕組みを検討できた。 |
| 障害福祉課 | 目標 | ・地域活動支援センター I 型において、様々な相談を受け、また、情報提供を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、一般事業所への就労を促す支援及び障害者と事業所とのコーディネートを行う。また、地域開拓促進コーディネーターを配置する。 (地域活動支援センター I 型 相談支援目標:30,550件、障害者就労支援センター 就労支援目標:3,450件 生活支援目標:150件) |
| | 実績 | 障害者の自立を支えるため ・地域活動支援センター I 型において、様々な相談を受け、また、情報提供を行った。相談支援実績:延22,848件。 ・障害者就労支援センターにおいて、一般事業所への就労を促す支援及び障害者と事業所とのコーディネートを行うとともに、地域開拓促進コーディネーターを配置することにより、障害者の一般事業所への就労及び定着において、一定の成果を上げた。就労支援実績:延べ3,543件。生活支援実績:延432件。 |
| | 男女平等推進への効果 | 男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、後押しする体制がとれた。 |
| 専門委員会評価 | B | |
| 事業名 | No.22 ひとり親家庭の生活安定と自立支援 | |
| 事業内容 | ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また、就労相談を行い、経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。 | |
| 生活福祉課 | 目標 | 母子及び父子・女性福祉資金貸付を実施する(78件60,388,000円)。自立支援給付金(高等職業訓練促進費)給付事業を実施する(8人5,996,000円)。 |
| | 実績 | 母子及び父子・女性福祉資金貸付:60件 40,282,000円 自立支援教育訓練給付金:1人 25,520円、高等職業訓練促進給付金:4人 4,446,000円貸付事業の利用者は減少しているが、貸付を希望する人に対しては審査を行い、必要な方に貸付を行っている。 高等職業訓練促進給付金を利用し、対象となる方が自立に必要な資格取得に向けた職業訓練を受けることができている。 |
| | 男女平等推進への効果 | 男女を問わず、貸付や給付金を受けることにより、ひとり親家庭の方が自立に向けた活動を行うことができるため、効果がある事業である。 |
| 子育て相談室 | 目標 | ひとり親家庭の自立促進に向けて、就労支援として、必要な人にひとり親ホームヘルプサービスを利用できている状態とする。(ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者 13世帯) |
| | 実績 | ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者 13世帯、延べ派遣時間 1,623時間 ひとり親ホームヘルプサービス希望者の掘り起こしを行うため、市内全保育園・学童にポスター・チラシを配架し、普及啓発を図った。また、市報や市民課窓口に掲示を行い転入者の周知も行った。 新規の問い合わせもあり、対象となる希望者に対して、支援を実施できている。 |
| | 男女平等推進への効果 | ひとり親家庭である父親・母親共に提供できるサービスとなっており、ひとり親に対する就労促進として自立を促している。 |
| 子ども子育てサービス課 | 目標 | ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。 |
| | 実績 | 申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋がった。ひとり親関係の申請は相談者により案内が異なり複数回来庁してもらうことも多いが、受付簿等を活用し職員間の情報共有を行うことで、相談者に対して状況に応じた案内を行うことができた。また、現況届時の生活福祉課との連携や、申請相談時の状況に応じた関係課との連携についても適切に実施することができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | ひとり親になった方へ経済的な支援を行い、就労相談等に繋げることで、生活の安定と自立の促進を行うことができている。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.23 外国人への情報提供 | |
| 事業内容 | 市内で生活する外国人に福祉・医療・教育等の情報や相談窓口の案内などについて分かりやすく、届きやすい情報提供をしていきます。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの外国人市民に情報を提供する。・外国人市民に必要な支援を提供する。 ・外国人市民と日本人市民との交流や情報交換の場を提供する。 ・上記事業を実施するため、国際協会に補助金を支出。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民課ロビーの外国人市民向け情報専用ラックに外国人向け情報を配架、外国人向け生活相談窓口開設・「生活情報誌」(月1回発行)・外国人おかあさん交流会・親子日本語サロン・日本語教室(昼・夜各週1回)・通訳派遣・行政文書の多言語化・総合学習等への外国人講師派遣・児童支援サポーター派遣・国際協会事務局の移転 ・様々なツールを用いて外国人向けの情報を発信し、また交流会や日本語教室を通じて外国人住民へ情報提供する機会を創出した。また、国際協会事務局がひかりプラザ1階に移転したことにより、より多くの市民が多文化共生についての情報にアクセスできるようになり、担当課や教育委員会との連携もよりスムーズに行えるようになった。 |
| | 男女平等推進への効果 | 外国人生活相談窓口開設、おかあさん交流会、日本語教室などを行うことで、婚姻や夫の仕事の都合等で来日した女性や子どもの孤立を防ぎ、また、教育や子育てに関連する文書を多言語化することで、日本での暮らしに関する情報を得る機会を提供することができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|--------------------|----------|---|
| ■ 施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント <ul style="list-style-type: none"> ・各事業において、利用者や相談者が必要とする支援を行うための連携が図られている。 ・周知の強化や休日開庁の実施により、各種制度の利用促進に努めている。引き続き、制度を必要とする方の掘り起しに取り組まれない。 ・外国人住民は年々増加している。多言語による情報提供に努められたい。 |
| | | 施策別評価に際し着目したポイント <ul style="list-style-type: none"> ・様々なサービスを実施し、必要とする方に情報が届くよう周知を行っている。 ・外国人住民は年々増加している。日本人住民と共生できるよう情報提供に取り組まれない。 |
| 協議会(総合)評価 | B | |

施策(6) 生涯にわたる健康支援

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.24 性差や年代に応じた健康支援 | |
| 事業内容 | 性差に応じた疾病や健康上の課題について、講座を開催するなど情報提供を行います。骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。 | |
| 健康推進課 | 目標 | 市報やHP、ポスター掲示等を行い、受診の必要性を周知。H30から変更となる乳がん検診の実施方法について、市民にご理解いただけるよう周知を行う。乳がん検診・子宮がん検診については、クーポン・個別勧奨を継続し、受診率向上を目指す。骨粗しょう症予防のための栄養講座を実施。 (乳がん検診受診者数2664人、子宮がん検診受診者数2682人) |
| | 実績 | 乳がん検診・子宮がん検診についてはクーポン・個別勧奨を継続し受診率向上を目指した。また乳がん検診・子宮がん検診ともに電子申請の申込みが可能となり受診しやすい環境を整えた。 平成30年度実績は乳がん検診受診者2223人、子宮がん検診2520人、合計4743人であった。 骨粗しょう症予防について、栄養講座を実施(14名参加)するとともに、66歳以上の健康診査等受診票に自己チェックを推奨するリーフレットを同封し啓発に努めた。 |
| | 男女平等推進への効果 | より良い健康支援を行う体制を整えることに尽力できた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|----------------------------|--|
| 事業名 | No.25 妊産婦への支援 | |
| 事業内容 | 母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。 | |
| 健康推進課 | 目標 | 妊娠届・母子健康手帳交付した妊産婦を対象に保健師等がゆりかごこくぶんじ面接を実施。妊娠期から乳幼児期にかけ(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施する。 |
| | 実績 | 妊娠届出数995人、母子健康手帳交付数1,008冊、ゆりかごこくぶんじ面接779件。妊産婦・新生児訪問件数1,089件。助産師による電話訪問130件。ゆりかごこくぶんじ面接率は78%。 |
| | 男女平等推進への効果 | 妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図ることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| ■ 施策の推進状況評価 | | |
|------------------|---|--|
| 推進委員会 (外部) 評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆりかごこくぶんじ面接の継続実施や新生児訪問等により、母子の健康支援が図られている。 ・乳がん・子宮がん検診の受診者が減少している。電子申請の周知を図り、受診者増に取り組まれない。 |
| 協議会 (総合) 評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん・子宮がん検診の受診者の増加に向け、個別勧奨や検診実施方法の周知に努めている。 ・母子への支援が行き渡るよう、ゆりかごこくぶんじ面接の実施率100%を目指し取り組まれない。 |

■ 課題3 男女平等意識の醸成

施策(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり

| | | |
|-----------|---|---|
| 事業名 | No.26 男女平等に関する情報・学習機会の提供 | |
| 事業内容 | 男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 また、男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進に関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を年9回開催する。 (男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者200人以上) |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月15日号市報や市ホームページに「男女共同参画週間(6月23～29日)」の記事を掲載し、個性と能力を発揮するには、一人一人の取組が必要であることを周知した。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)において、政治分野における男女共同参画推進法及び女性活躍推進法に関する記事を掲載し、女性の活躍は豊かな社会の実現につながることを周知した。 ・年9回(うちDV関連3回)の講座及び女性就業支援事業を開催し、326人の参加があった。 |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報や「ライツこくぶんじ」は市内に広く配布されているため、記事を目にする市民への啓発は図られたと考える。 ・講座等参加者が目標を上回ったこともあり、市民への情報提供が図られている。 |
| 公民館課 | 目標 | 一人ひとりを大事にしなが、生き生きと暮らせる社会を目指すための学習会として、講座を開催する。 |
| | 実績 | 「幼い子のいる親のための教室」や子育て関連講座、男性や子どもを対象にした食生活講座、人権講座などを実施した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 全館で実施している「幼い子のいる親のための教室」や、子育て関連講座などを通じて、女性問題についての多角的な学習を行った。 |
| 子ども子育て事業課 | 目標 | 園児に対し、男女隔てなく保育を行い、幼いころから性別を意識しない教育環境を整える。 |
| | 実績 | 保育生活の中で、保育士も意識して性別の区分(名簿・並び方・材料等の色の別等)をせず、全体の動きも混合とするなど、子どもたちが性別による差別感を感じる事の無いよう環境づくりに努めた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 性別を意識しない環境づくりを整えた。 |
| 図書館課 | 目標 | 関連図書の展示、関係資料の配布・掲示、ライツこくぶんじ情報の周知 |
| | 実績 | 関連資料31冊の受入。図書館の役割として、資料の収集・提供を継続的に行った。 今年度は、資料費の削減により、購入冊数が全体的に減少しているが、適切な図書を購入し提供した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 図書館利用をとおし、男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書の貸出をして、情報提供を行った。 |
| 市政戦略室 | 目標 | 市民へ効果的に情報提供できるよう、市報を発行し、全戸配布する(24回発行)。 |
| | 実績 | 所管課から提出された原稿に基づき、市民へ効果的に情報提供できるよう、分かりやすい表現を心がけ市報を発行し、全戸配布した(24回発行)。 |
| | 男女平等推進への効果 | 市報を発行し、全戸配布することで、市民に情報提供することができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.27 国際社会における取組に関する情報の収集と提供 | |
| 事業内容 | 男女平等社会実現の取組は、国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の取組、生活様式の違いなどについて情報を収集し提供します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国の文化や言語などについて学ぶ機会を提供する ・外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。 ・上記の事業を行う団体を支援、協力する |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・マリオン市の学校が二中にてバンド演奏披露および交流(4月23日) ・マリオン市の学校と一中の手紙交流を支援(通年)・多文化共生講座「オーストラリアを楽しもう」(3月10日) ・ベトナムのバリンピック選手との交流事業への協力(二小、九小)(1月31日) →多くの生徒が積極的に交流に参加し、オーストラリアやベトナムの文化や言語を学ぶことができた。 ・国際理解講座「取材で見えてきた世界のあれこれ」(6月)、「中東で何が起きているか」(9月)、「日本語専門家の見た日露交流史」(12月)、「今なぜ外国人入材受け入れ拡大なのか」(3月) ・Bunji Global Forum & Festa(9月8日)・国際交流フェスタ(11月18日) →講座やイベントを通じて、異文化や多文化共生について知り、考える機会を提供できた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 国際交流イベントや学校間の交流を通じて、他国の文化や言語を学び、多様性を尊重する意識を醸成することができた。 |
| 専門委員会評価 | A | 多様な講座や事業を実施し、国際社会について学ぶ機会が幅広く提供されていることから、A評価とする。 |

| | | |
|----------------|--|--|
| 事業名 | No.28 職員の男女平等意識の推進 | |
| 事業内容 | 職員の男女平等意識やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、職員研修や意識啓発を実施します。意識啓発とともに意識の実態把握を図ります。 | |
| 職員課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。 ・ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの意識啓発を図るため、平成31年2月に「ワーク・ライフ・バランス」研修を実施し、25名(男性14名・女性11名)が受講した。 ・平成30年10月及び平成31年2月に実施された、東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を計19名(男性11名・女性8名)派遣した。 ・平成30年10月に「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」という冊子ファイルの改訂版を公開羅針盤掲示板にて案内し、休暇制度の周知を図った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、9割以上が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、男女共同参画に関する意識啓発に一定の効果があったと考えられる。 |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や広報連絡員会議に参加し、職員への意識啓発を図る。 ・職員も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催する。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修では、ジェンダーによる固定的な役割分担意識がセクシュアル・ハラスメントの要因となることを伝えた。 ・市報原稿を担当する広報連絡員会議に2回出席(5月)し、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を説明する中で、男女平等意識を持つことを訴えた。 ・12月9日にワーク・ライフ・バランス講座(父子料理教室)を開催。参加者24人(父子12組)には、職員や職員の配偶者の参加も含まれている。 |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や広報連絡員会議に参加し、男女平等の具体的な事例を示すことができた。 ・ワーク・ライフ・バランス講座には、職員や職員の配偶者の参加もあり、意識啓発を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|--------------------|----------|---|
| ■施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした多様な講座が開催され、多くの市民が参加している。参加者に対する情報提供や啓発が進められている。 ・職員に対しても、研修や広報連絡員会議を活用し、男女平等意識の推進に取り組んでいる。 ・国際交流に関する事業が広く行われている。今後は外国人も共生していける安心して住みやすいまちづくりに取り組まれない。 ・男性保育士が増えるよう、男性保育士が働きやすい環境整備に努められたい。 ・男女平等に関する特集記事をより多く掲載することを、市報発行における目標とされたい。 |
| | | 協議会(総合)評価 B 施策別評価に際し着目したポイント <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生講座や国際理解講座を通じ、国際社会における取組に関する情報提供を行っている。 ・女性のエンパワメントに特化した講座等の開催を検討されたい。 |

施策（2）ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.29 ジェンダーについての理解促進【新規】 | |
| 事業内容 | ジェンダーによる固定的な役割分担の解消に向け、講座などでの用語解説や広報・情報誌などを通じた情報発信などジェンダーについて理解を深めるための取組を行います。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 「男女平等の視点による表現のガイドライン」を活用し、ジェンダーについての理解促進を図る。 ジェンダーをテーマとした講座を開催し、固定的な役割分担解消に向けた啓発を行う。（ジェンダー講座2回 参加者40人） |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 市報原稿を担当する広報連絡員会議に2回出席（5月）し、ガイドラインの説明及び活用依頼を行ったことで、全庁的に周知を図ることができた。 2月26・27日にジェンダー講座を開催。2日間で52人の参加があり、目標を達成することができた。また、アンケート結果も、講座の内容を高く評価する参加者が9割を超えていた。 |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> 広報連絡員会議では、ジェンダーの具体的な事例を示し、理解促進を図ることができた。 講座では、固定的な役割分担が女性の生きづらさにつながることを学ぶことができた。 |
| 専門委員会評価 | A | 「男女平等の視点による表現のガイドライン」の周知や講座開催により、ジェンダーによる固定的な役割分担の解消に取り組んでいることから、A評価とする。 |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|--------------------|----------|---|
| 推進委員会（外部）評価 | A | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェンダー講座には目標を上回る参加があり、内容についても高く評価されている。 固定的な役割分担の解消には、男性に対する意識啓発が必要である。男性を対象とした講座の開催等、男性への意識啓発につながる取組を検討されたい。 |
| 協議会（総合）評価 | A | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女平等の視点による表現のガイドライン」を庁内周知し、職員に対する啓発に取り組んでいる。 ジェンダー講座を開催し、固定的な役割分担意識解消に向けた理解促進を図っている。 |

施策（3）男女平等事例の見える化

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.30 男女平等社会の事例明示 | |
| 事業内容 | どのような状態が男女平等なのかを、市報やホームページなどで紹介し、気づきや意識向上を図ります。男女平等推進に関する様々なデータ等を活用します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用により男女平等の具体例を示し、意識向上を図る。 「男女平等推進行動計画評価報告書」に審議会委員や教員、市職員等の男女比等を掲載し、女性の参画が低い数値であることを周知する。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> 市報原稿を担当する広報連絡員会議に2回出席（5月）し、ガイドラインの説明及び活用依頼を行ったことで、全庁的な啓発を図ることができた。 「男女平等推進行動計画評価報告書」には、男女平等の推進状況を把握するための指標となる各種データを掲載した。評価報告書は議員や事業所管課等へ、広く配布を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> 市報や「ライツこくぶんじ」は市内に広く配布されているため、記事を目にする市民への啓発は図られたと考える。 講座等参加者が目標を上回ったこともあり、市民への情報提供が図られている。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.31 男女平等に関する市民意識・実態調査 | |
| 事業内容 | 計画の改定や推進状況の確認を要するときなど、必要に応じて調査を行い、市民の意識や実態を把握します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | 令和2年度に実施予定の市民意識・実態調査について、実施方法の検討を進める。 |
| | 実績 | 平成27年度の調査方法を確認するにとどまり、令和2年度に向けた検討は進められなかった。 |
| | 男女平等推進への効果 | - |
| 専門委員会評価 | C | 令和2年度実施予定の市民意識・実態調査についての検討は進められていないが、調査方法の確認を行っていることからC評価とする。 |

| ■ 施策の推進状況評価 | | |
|------------------|---|--|
| 推進委員会 (外部) 評価 | C | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等の視点による表現のガイドライン」の周知を行い、男女平等の事例の見える化に取り組んでいる。庁内周知だけでなく、市報に掲載する等、広く市民に周知するとともに、ガイドラインを活用した刊行物のチェック体制の構築を検討されたい。 ・令和2年度の市民意識・実態調査及び第2次計画の見直しに向けた準備を進められたい。 |
| 協議会 (総合) 評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報連絡員会議において「男女平等の視点による表現のガイドライン」に含まれる事例を明示し、気づきや意識向上を図っている。 ・市民意識・実態調査の検討は進められなかったが、令和2年度に円滑に実施できるよう、準備に取り組まれたい。 |

施策（４）たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

| 事業名 | No.32 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供 | |
|-----------|--|---|
| 事業内容 | 男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組を行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座開催等の啓発を行う。 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの一環としてLGBT講座を開催し、多様な性についての理解促進を図る。(若年層対象講座20人、LGBT講座20人) |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・10月22日に児童館職員を対象とした、思春期講座(心からだ、スマホ、デートDV)を開催した(参加者36人)。若年層と接することの多い職員が、思春期のからだの変化やLGBTについて学んだ。 ・市民を対象としたLGBT講座を開催し、からだの性やこころの性、性の多様性、LGBTを含む性的少数者の方が生きやすい社会は、誰にとっても生きやすい社会であることを学んだ(参加者18人)。 |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・市報や「ライツこくぶんじ」は市内に広く配布されているため、記事を目にする市民への啓発は図られたと考える。 ・講座等参加者が目標を上回ったこともあり、市民への情報提供が図られている。 |
| 子ども子育て事業課 | 目標 | 児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。 |
| | 実績 | 0歳～18歳未満の児童・生徒とその保護者が利用できる施設として、利用者同士が自然な関わりをもてるよう配慮し、他者を尊重することの大切さを自然と学ばせかけとなった。 |
| | 男女平等推進への効果 | 幅広い年代や性別の人と関わることによって、多様な性の理解と人権を尊重することの意識へと繋がった。 |
| 学校指導課 | 目標 | 東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を見直し、指導を行う。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | 市立小・中学校全校が、人権教育全体計画及び年間計画を作成し、計画的に指導を行った。様々な人権課題が体系的に位置付けられており、人権課題「女性」や「性同一性障害者」についても、必要に応じて主題となっていた。性教育については、保健体育の授業等において、学習指導要領の範囲内で適切に指導が行われた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 児童・生徒が人権尊重の視点に立って、性についての正しい理解を得るための機会を適切に確保することができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| 事業名 | No.33 HIVや性感染症などに関する情報提供 | |
|-------|--|---|
| 事業内容 | HIVや性感染症について正しい知識の普及のため、市ホームページでの広報や小・中学校の学習指導における取組を通じて積極的に情報提供を行います。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・講座や市報・ホームページ等で、HIVや性感染症についての情報提供を行い、正しい知識の普及を図る。 ・HIVへの理解促進のためのリーフレットを配架し、情報提供を行う。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・エイズ予防月間(11月16日～12月15日)を市報やホームページへ掲載し、周知を図った。 ・HIV感染者を含めた、人権問題理解促進のための小冊子の配架を行った。 ・HIVや性感染症に関する講座を開催することができなかったため、次年度の課題としたい。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・ホームページに周年掲載することで、市民の目に触れる機会を増やすことができた。 |
| 健康推進課 | 目標 | HIV・性感染症の知識について、リーフレットなどを利用し普及啓発を図る |
| | 実績 | 学校保健との連携が不足しており、個別相談での対応にとどまっている状況。保健所より性感染症のパンフレットを活用し情報提供を行っている。 |
| | 男女平等推進への効果 | 性感染症の正しい知識を得ることで適切な行動がとれる。 |

| | | |
|---------|------------|---|
| 学校指導課 | 目標 | 学習指導要領に示されたHIVや感染症などに関する学習指導を通じて、各校における指導内容・方法の工夫改善に努め、児童・生徒の適正な理解を図る。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | 学習指導要領に示されたHIVや感染症などに関する学習において、各校が指導内容・方法の工夫改善に努め、児童・生徒の適正な理解を図った。 |
| | 男女平等推進への効果 | HIVや感染症などに関する学習において、児童・生徒の適正な理解を図ることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|-------------|---|--|
| 推進委員会(外部)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校での授業及び児童館職員や市民を対象とした講座の開催等により、たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供がなされている。 ・「男女平等推進センター」を中心とし、各世代に応じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ教育の実施及び近隣大学への呼びかけを検討されたい。 ・HIVや感染症については、資料の配架が主となっている。講座の開催等の実施に取り組みたい。 |
| | | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期講座やLGBT講座を開催し、性について正しい理解を得る場を提供している。 ・若年層が主体的に学ぶための場として、児童館を活用することを検討されたい。 |
| 協議会(総合)評価 | B | |

■課題4 男女平等教育の充実

施策(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

| | | |
|---------|---|---|
| 事業名 | No.34 男女平等の視点をふまえた教育活動の推進 | |
| 事業内容 | 各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。 | |
| 学校指導課 | 目標 | 人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | 市立小・中学校全校が、人権教育全体計画及び年間計画に基づいて、計画的に指導を行った。また、人権教育推進委員会では、授業研究を通して、実践的な研究を行うとともに、その内容をリーフレットにまとめ、全教員に配布した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 人権教育推進委員会が作成したリーフレットを全教員に配布し、教員の人権教育に関する意識の向上を図ることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|---------|---|---|
| 事業名 | No.35 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導 | |
| 事業内容 | 職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。 | |
| 学校指導課 | 目標 | 市立小・中学校がキャリア教育全体計画及び年間指導計画を見直し、計画的にキャリア教育を推進する。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | キャリア教育・進路指導推進委員会では、中学校区ごとのグループで各校の取組を共有し、9年間を見通したキャリア教育の在り方について協議を行った。協議結果は、次年度の全体計画や年間指導計画に反映していく。 |
| | 男女平等推進への効果 | 児童・生徒が主体的に進路を選択する能力・態度の育成を計画的に進めることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|---------|-------------------------------------|---|
| 事業名 | No.36 教職員への男女平等教育研修の実施 | |
| 事業内容 | 男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。 | |
| 学校指導課 | 目標 | 服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して男女平等を推進し、教育現場における教職員の意識向上を図る。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | 市立小・中学校全校で、服務事故防止研修を年2回実施した。その際、「人権教育プログラム」等を活用し、具体的な事例を通して、教職員の意識向上を図った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 男女平等を含めた人権尊重について、教職員の意識を高めることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.37 児童・生徒・教職員への男女平等意識の啓発【新規】 | |
| 事業内容 | 男女平等推進センターに集まる情報や、男女平等推進センターが作成した啓発用資料などを児童・生徒向け、教職員向けに整理して提供し、男女平等意識を啓発します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・児童館での講座開催や、市内都立高校へのリーフレット配布等により、若年層への男女平等意識の啓発を行う。 (児童館での講座 参加者20人、市内都立高校へのリーフレット配布420部) |
| | 実績 | ・10月22日に児童館職員を対象とした、思春期講座(心とからだ、スマホ、デートDV)を開催した(参加者31人)。若年層と接することの多い職員が学ぶ機会を提供することができた。 ・デートDV防止パンフレットの配布先を拡大し、市内都立高校に加え、私立高校、専門学校、各児童館への配架を行った。生徒だけではなく、教職員への配布も行った(配布数1,690部)。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・職員を対象としたことから、講座の参加者は減少したが、アンケート結果は高評価であり、啓発を図れたと考える。 ・市内私立高校等へ依頼し、リーフレットの個別配布を拡大し、広く啓発を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | A | デートDV防止リーフレットの個別配布を拡大し、生徒・教職員への啓発に努めていることからA評価とする。 |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|--------------------|----------|--|
| 推進委員会(外部)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育プログラム等を活用し、児童・生徒に加え教職員に対する意識向上に努めている。 ・デートDV防止リーフレットの個別配布を拡大し、若年層に対する啓発に取り組んでいる。 ・固定的な性別役割分担意識に捉われないことに留意したキャリア教育の実施を事業目標とされたい。 |
| 協議会(総合)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒と接する機会の多い教職員や児童館職員に対し、研修等が実施されている。 ・市内都立高校や私立高校等の職員及び生徒にデートDV防止リーフレットを配布し、啓発を図っている。 |

■課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

施策(1)「男女平等推進センター」の活用促進

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.38 男女平等推進施策の拠点機能の強化【新規】 | |
| 事業内容 | 男女平等社会実現のための情報の集約・発信機能や啓発活動、講座・講演会の企画・実施、相談業務など市民に身近な拠点として、「男女平等推進センター」の機能を強化します。 啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず、他の公共機関等との連携により、より多くの市民に情報を届けられるよう取組を進めます。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・男女平等推進センターに関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・男女平等推進に関連する講座等を年9回及び女性の就業支援事業を開催する。 ・より多くの方が参加できるよう、他の公共機関等においても講座を開催する。 (男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者200人以上) |
| | 実績 | ・男女平等推進に関連する講座を年9回、女性の就業支援事業を開催(参加者326人、女性の起業17人、ワーク・ライフ・バランス24人、ジェンダー2回52人、LGBT18人、国際理解24人、DV関連3回183人、女性の就業支援事業8人)。 ・しごとセンター多摩との共催事業2回開催、女性の就業支援はマザーズハローワークと連携して実施した。 ・障害と就労をメインテーマに、男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)を3月に発行。市内外へ広く配架した。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・しごとセンター多摩との共催事業、女性の就業支援事業でのマザーズハローワークとの連携、cocobunjiプラザ等での講座開催により、広く情報を届けることができた。 ・講座等参加者が目標を上回り、男女平等推進センターの機能強化が図られている。 |
| 専門委員会評価 | A | 男女平等社会実現のための講座や事業には多くの参加者があり、他の公共機関との連携も図られていることから、A評価とする。 |

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.39 男女平等推進センターの周知と講座・講演会などの実施【新規】 | |
| 事業内容 | 多くの市民が集い、男女平等について自ら学び、考え、広めていけるよう「男女平等推進センター」の周知を図ります。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・男女平等推進センターに関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・男女平等推進に関連する講座等を年9回及び女性の就業支援事業を開催する。 ・より多くの方が参加できるよう、他の公共機関等においても講座を開催する。 (男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者200人以上) |
| | 実績 | ・男女平等推進に関連する講座を年9回、女性の就業支援事業を開催(参加者326人、女性の起業17人、ワーク・ライフ・バランス24人、ジェンダー2回52人、LGBT18人、国際理解24人、DV関連3回183人、女性の就業支援事業8人)。 ・しごとセンター多摩との共催事業2回開催、女性の就業支援はマザーズハローワークと連携して実施した。 ・障害と就労をメインテーマに、男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(発行部数2,200部)を3月に発行。市内外へ広く配架した。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・しごとセンター多摩との共催事業、女性の就業支援事業でのマザーズハローワークとの連携、cocobunjiプラザ等での講座開催により、センターの周知を図ることができた。 ・講座等参加者が目標を上回り、男女平等推進センターの周知が図られている。 |
| 専門委員会評価 | A | 講座開催や情報誌発行等により、「男女平等推進センター」の周知に努めていることから、A評価とする。 |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|-----------------|---|---|
| 推進委員会 (外部)評価 | A | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズに沿った多様なテーマの講座が開催され、参加者も目標を大きく上回っている。 ・児童館やcocobunjiプラザでの講座開催や、東京しごとセンター多摩及びマザーズハローワークとの連携事業により、広く情報提供が行われるよう努めている。 ・「男女平等推進センター」及び情報誌「ライツこくぶんじ」が広く市民に周知されるよう、市報やホームページへの記事掲載や庁舎でのパネル展開催等による周知に取り組まれている。 |
| 協議会 (総合)評価 | A | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設で様々な講座を実施し、「男女平等推進センター」の周知を図っている。 ・市民編集委員と共に情報誌「ライツこくぶんじ」を発行し、市外へも広く配架を行っている。 |

施策（２）男女の人権に配慮した表現の推進

| 事業名 | No.40 メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実 | |
|---------|--|---|
| 事業内容 | メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・メディア・リテラシーに関する講座を開催し、情報提供や学習の場とする。(メディア・リテラシー講座 参加者30人) |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・10月22日に児童館職員を対象とした、思春期講座(心とからだ、スマホ、デートDV)を開催した(参加者31人)。若年層と接することの多い職員が、スマホの危険性について学んだ。 ・12月1日に、「インターネットと人権」をテーマに人権のつどいを開催した(参加者80人)。インターネット上の人権侵害について、理解を深める機会となった。 ・2月26・27日に開催したジェンダー講座(2回、参加者52人)においても、ジェンダーはメディア等からの影響もあることを学んだ。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・講座等には163人の参加者があり、アンケートの評価も高かったことから、学習機会を提供することができたと考える。 |
| 公民館課 | 目標 | メディア・リテラシーを学ぶ機会を増やす。 |
| | 実績 | 各館で、「幼い子のいる親のための教室」の中で、メディア・リテラシーに関する話し合いを行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | 5館ともに「幼い子のいる親のための教室」で学ぶ機会を得た。学習への取り組みについては今後とも検討をしていきたい。 |
| 学校指導課 | 目標 | 情報教育を推進し、児童・生徒における情報活用の実践力の向上を促すことと並行して、情報社会に参画する態度を育成し、メディア・リテラシーを育む。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | 全校の教員や地域・保護者を対象とした情報モラル研修会を開催し、児童・生徒をインターネット上の人権侵害から守るための指導方法や留意点等について共に学ぶ機会を設定した。市立小・中学校では、全校で東京都教育委員会作成の「SNS東京ノート」を活用した授業も積極的に行われた。 |
| | 男女平等推進への効果 | メディア・リテラシーに関する指導方法について、学校の実態に応じて様々な工夫がなされ、児童・生徒の考えを深めることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| 事業名 | No.41 男女平等視点による表現の推進 | |
|-------|--|---|
| 事業内容 | 「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。 | |
| 市政戦略室 | 目標 | 「男女平等の視点による表現のガイドライン」に基づき、市報を編集・発行する(24回発行)。また、広報連絡員会議で各課の広報連絡員に同ガイドラインを周知する機会を設ける(1回)。 |
| | 実績 | 「男女平等の視点による表現のガイドライン」に基づき、市報を編集・発行した(24回発行)。また、5月に開催した広報連絡員会議で、人権平和課の職員から各課の広報連絡員に同ガイドラインを周知する機会を設けた(1日間、午前・午後開催)。 |
| | 男女平等推進への効果 | 職員にガイドラインを意識させる機会を設け、男女平等の視点を踏まえた市報原稿の作成及び情報発信を行えた。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・「男女平等の視点による表現のガイドライン」を周知し、ジェンダーにとられない表現を心がけるよう周知する。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修において、ジェンダーによる固定的な役割分担意識がセクシュアル・ハラスメントの要因となることもあることを伝え、ガイドラインに記載されている具体的な事例を示した。 ・市報原稿を担当する広報連絡員会議に2回出席(5月)し、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を配布し、ジェンダーにとられない表現を行うよう説明を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・「男女平等の視点による表現のガイドライン」により、ジェンダーは生育環境やメディア等の影響で、無意識のうちにとられていることに気づく機会を提供することができた。 |

| | | |
|---------|------------|--|
| 公民館課 | 目標 | 公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現にする。 |
| | 実績 | 公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、人権を尊重した表現を使用した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 人権尊重を意識した業務を行った。情報発信についても人権に配慮した。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|-------------|---|---|
| 推進委員会(外部)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連講座等を開催し、メディア・リテラシーの育成に取り組んでいる。 ・広報連絡員に対し「男女平等の視点による表現のガイドライン」の説明を行い、活用促進を図っている。 ・各世代に応じた講座開催や、父親や男性の参加を増やす取組に努められたい。 ・講座受講後も市民自らが漫画等の各種メディアをチェックするスキルを得られるような講座開催を検討されたい。 |
| 協議会(総合)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や教員及び児童・生徒を対象とした講座等が開催され、学習機会の充実に努めている。 ・「男女平等の視点による表現のガイドライン」の庁内周知に取り組んでいる。 |

■課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

| | | |
|---------|---|---|
| 事業名 | No.42 相談事業の充実 | |
| 事業内容 | 男女平等推進センターの相談事業を窓口としてDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。庁内外での研修機会を捉え、相談員のスキル向上を図ります。 | |
| 人権平和課 | 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターや教育相談室、生活福祉課等の関連部署と連携し、相談対応を行う。 ・DV相談リーフレットの配架先を拡大し、相談先の周知を図る。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉課、教育相談室、障害福祉課等、相談者の実情に応じた部署と連携し、相談対応を行った。 ・参加した講座(3回)から得た知識等を活用し、適切な相談対応を行うことができた。 ・多摩信用金庫4支店、国分寺マルイ内3箇所、cocobunjiプラザ5階女子トイレにDV相談リーフレットを新たに配架し、周知を図った。 ・デートDV防止パンフレットの配布先を拡大し、市内都立高校に加え、私立高校、専門学校、各児童館への配架を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座へ参加したことにより相談員のスキルが向上し、相談者が必要とする支援を行うことができた。 ・リーフレット配布先を拡大することで、DVの相談先を周知することができたと考える。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|---------|--|---|
| 事業名 | No.43 「DV防止連絡会」による庁内連携の強化と二次被害の防止 | |
| 事業内容 | 相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化と二次被害の防止、被害者の手続負担軽減を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・DV防止連絡会、男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携を強化する。 |
| | 実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回DV防止連絡会には東京ウィメンズプラザに専門相談員を派遣依頼し、加害者対応についての具体的な対策を学んだ。第2回は情報連絡会と同日に行い、小金井警察署や教育・男女平等カウンセラーとの意見交換を行い、多方面からの情報を得ることができた。第3回は研修として、現在問題になっている、発達障害のため、DVに類似した行動をする者と婚姻等をし、心身に影響がある人たちへの支援講座に参加した。(DV防止連絡会:人権平和課、市民課庶務係、保険年金課国民健康保険係、健康推進課保健師、生活福祉課母子相談業務従事者、ケースワーク業務従事者、子ども子育てサービス課手当助成業務従事者、子育て相談室、学務課学務係) |
| | 男女平等推進への効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止連絡会に講座を取り入れることで、DVの理解促進に努めた。 ・DV防止連絡会や情報連絡会の開催により、情報共有や連携強化を図っている。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 事業名 | No.44 庁外の関係機関との連携強化 | |
| 事業内容 | 警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・関係機関と連携し、相談者の支援を行う。 |
| | 実績 | ・警察からDV相談リーフレットを渡された相談者が来庁した。 ・小金井警察署と連携し、相談者の支援を行った。・医療機関から連携希望があり、相談につながった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・相談者の実情に応じ、他機関と連携し支援を行うことができた。 ・警察や医療機関からの相談依頼もあることから、連携の強化が図られていると考える。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|---|--|
| 事業名 | No.45 「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化 | |
| 事業内容 | 児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。 | |
| 子育て相談室 | 目標 | 要保護児童対策地域協議会 進行管理部会の組み替えを検討し、関係機関の意見をより詳しく聞きながら方針を検討できる体制を整備していく。(要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会実施回数 年4回) |
| | 実績 | 要保護児童対策地域協議会進行管理部会実施回数 4回 平成31年度に子育て世代包括支援センター開始に伴い、特定妊婦も進行管理を実施していく必要性、密な連携の必要性から、進行管理部会を組み替え、特定妊婦・未就学児分科会、就学児分科会と2つに分けた。実施は31年度より開始をする。 学校・保育園との書面による情報共有を10月より実施し、今まで以上に連携を密に行えるようになった。 |
| | 男女平等推進への効果 | 要保護児童等に対する支援が関係機関連携により、男女平等に行えている。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・DVと関連する相談については、関係機関と連携し必要な支援を行う。 |
| | 実績 | ・要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議)に出席し、情報共有を行った。 ・子ども家庭支援センターや教育相談室、生活福祉課と連携し、必要とされる支援を行うことができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・関連部署との連携を図り、児童を保護するための適切な対応を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|--------------------|----------|--|
| ■施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの配架だけではなくSNSを活用した周知を行い、相談件数が増加するよう取り組まれたい。 ・「DV防止連絡会」が、DV被害者支援のために市が果たせる役割を考える場となるよう努められたい。 ・外国人住民に対してもDV相談や支援が行えるよう、多言語化を進められたい。 |
| 協議会(総合)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止連絡会」や「要保護児童対策地域協議会」が定期的に開催され、関係機関の連携が図られている。 ・相談員の研修参加や相談窓口の周知により、相談事業の充実に努めている。 ・DVと虐待が連鎖する事例もあるため、様々な機会を通じた更なる連携に努められたい。 |

施策(2) DV予防のための取組推進

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.46 広報啓発活動による暴力予防 | |
| 事業内容 | DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・DVへの理解促進のため、講座開催や情報提供を行う。(DV講座3回 参加者90人) |
| | 実績 | ・DV講座を3回開催(参加者183人、思春期講座31人、カサンドラ症候群支援講座2回152人)。 ・多摩信用金庫4支店、国分寺マルイ内3箇所、cocobunjiプラザ5階女子トイレにDV相談リーフレットを新たに配架したことにより、より多くの人の目にとまるようになった。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・DV理解促進講座には183人の参加者があったことから、DVを学習する機会を提供することができた。 ・DV相談リーフレット配架先を拡大し、周知を図ることができた。 |
| 専門委員会評価 | A | DV理解促進講座が開催され多くの参加者があるとともに、リーフレットの配架先を拡大し広報活動に努めていることからA評価とする。 |

| | | |
|------------------|--|--|
| 事業名 | No.47 若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発 | |
| 事業内容 | DVやデートDVについて、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・児童館でDV講座を開催し、若年層が学習する場を設ける。 |
| | 実績 | ・10月22日に児童館職員を対象とした、思春期講座(心とからだ、スマホ、デートDV)を開催した(参加者31人)。若年層と接することの多い職員が、デートDVについて学んだ。 ・中学校の養護教諭研修に出席し、思春期講座テキスト「思春期ノート」の説明を行った。中学校1校で「思春期ノート」を使用した授業が行われた。 ・警察署と連携し、デートDV相談者の支援を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・児童館職員に対して、デートDV予防について学習する場を提供することができた。 ・思春期講座テキストが中学校の授業に使用され、生徒がデートDVについて学習することができた。 |
| 子ども子育て事業課 | 目標 | 若年層にDVやデートDVについて理解を深めてもらい、また予防のための機会を設ける。 |
| | 実績 | 館内宿泊行事では一晩同じ空間にいることにより男女間の会話をする機会が多くあり、自分の思いを伝える生徒もあった。日常的な利用の中で生徒と話せる関係を持つようになり、児童・生徒へ疑問を投げかけ寄り添うことにより男女間の行き違いについて話し合う機会があった。 |
| | 男女平等推進への効果 | 男女が同じ空間を共有する場の設定により、日常会話から読み取れる不安や悩みの察知を心がけ答えることができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.48 学校教育における暴力予防教育 | |
| 事業内容 | 学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。 | |
| 学校指導課 | 目標 | 性別に起因するものを含めた暴力やいじめは絶対許されない行為であるという意識を一層高めるとともに、教育相談体制を活用した未然防止や早期発見に努める。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | 国分寺市教育7DAYSに合わせて、全校の参加によるいじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、いじめや暴力の撲滅に向けた話し合いを行った。中学校の生徒会代表が司会となり、望ましい友達関係について、子どもたちだけで真剣に話し合うことができた。また、フォーラムの後には、各校の児童会・生徒会が、全校朝会等で話し合いの結果を全児童・生徒に向けて、発表した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 全ての学校でどのような理由があってもいじめや暴力が許されないことについて考えることができた。 |
| 専門委員会評価 | A | 市立小・中学校全校参加によるいじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、いじめや暴力は許されないことであると学ぶ機会としていることから、A評価とする。 |

| | | |
|--------------------|----------|---|
| ■ 施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント ・DV関連講座の開催等により、市民や若年層に対し暴力予防の啓発に取り組んでいる。 ・暴力予防教育の推進に向け、いじめ防止児童会・生徒会フォーラムが開催されている。 ・近隣大学との連携について触れられていないため、大学と連携した事業を検討されたい。 ・児童館宿泊行事においてデートDV等について話す機会を設ける等、職員から児童・生徒への積極的な働きかけに努められたい。 |
| | A | 施策別評価に際し着目したポイント ・市民を対象としたDV関連講座や、児童・生徒に対するいじめ防止授業が実施され、啓発活動による暴力予防に取り組んでいる。 ・若年層に向けた様々な取組を行っていることは評価できる。 |

施策(3) 被害者の安全確保と自立支援

| | | |
|--------------|--|---|
| 事業名 | No.49 被害の早期発見・対応 | |
| 事業内容 | 子どもの健診などをとおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。 | |
| 健康推進課 | 目標 | 母子保健事業を通じ、母親や子どもの状況を把握。家族全体をアセスメントし、必要時、安全確保と生活面や精神面のフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援する。 |
| | 実績 | 乳幼児健診(3~4カ月児・1歳6カ月児・3歳児)を各24回実施。各来所者数/受診率(乳幼児の数として) 3~4カ月児 984人/96%、1歳6カ月児 1,026人/99%、3歳児 1,022人/95%。(小数点第1位四捨五入) |
| | 男女平等推進への効果 | 健診等でDV・児童虐待などが家庭内で行われていないかを意識的に確認。可能性があった場合には適切な相談先などの情報提供・関係機関との連携を積極的に実施し、被害者の安全確保を優先的に行った。 |

| | | |
|---------|------------|--|
| 人権平和課 | 目標 | ・DVに関連する相談については、関係機関と連携し必要な支援を行う。 |
| | 実績 | ・医療関係者からの連携依頼があった相談者に対し、支援を行った。 ・子どもの健診時に、保健師から相談窓口を紹介された相談者が来庁した。就業情報の提供等を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・関連部署と連携を図り、被害の早期発見・対応に努めている。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 事業名 | No.50 被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応 | |
| 事業内容 | 母子・女性緊急一時保護事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。 また、児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。 被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため財政的支援を行います。 | |
| 生活福祉課 | 目標 | 保護を求める被害者の安全を確保する。 |
| | 実績 | 保護を求める被害者の安全を確保した。保護件数は3件6人。 |
| | 男女平等推進への効果 | 保護を求める被害女性の安全を確保し、自立を促す支援に結び付ける効果があった。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・関係機関と連携し、被害者の安全に留意した相談対応を行う。・民間シェルターへ補助金を支給し、財政的支援を行う。 ・母子・女性緊急一時保護事業費を予算化し、緊急時に備える。 |
| | 実績 | ・生活福祉課や学校、子ども家庭支援センターと連携し、被害者の安全を最優先とした支援を行った。 ・民間シェルターへ補助金を交付し、運営補助を行った。・保護を求めた者に対し、緊急一時保護費の支給を行った。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・民間シェルターへの補助金支出や緊急一時保護費の予算化を行い、被害者保護に努めた。 |
| 契約管財課 | 目標 | 休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底する。 近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。 |
| | 実績 | 市役所閉庁時における当直警備員室での対応及び一時避難場所の確保は行っていたが、事案は無かった。 |
| | 男女平等推進への効果 | 市役所閉庁時における当直警備員室での対応及び一時避難場所の確保は行っていたが、事案は無かった。 |
| 子育て相談室 | 目標 | 母子父子自立支援員と定期的な連絡会を実施し、DVを受けて逃げた子どものいる家庭に対して、子どもの安全確保を主としたきめ細かな支援を行えている。(母子父子自立支援員との連絡会回数 8回) |
| | 実績 | 母子父子自立支援員との連絡会回数 8回 母子父子自立支援員と定期的な連絡会が1・2か月に1回実施できており、それ以外にも個別ケースに対する密な連携が行えた。 父子でDV、虐待をしている母より逃げるという事例に対して、市の支援がほとんどないこと、連携がとりづらいたことが明らかになった。母から父へのDV相談も増えており、庁内で支援の体制を作っていく必要性があると感じている。 |
| | 男女平等推進への効果 | 母子避難に対する支援の充実と比べ、父子避難の支援が少ない。体制強化をする必要あり。 |
| 子ども子育て事業課 | 目標 | 日常的に直接子どもたちと関わり、また関係機関と連携しながら児童虐待の防止に努める。 |
| | 実績 | 継続的な配慮や見守りが必要な児童については、関係機関等との連携をし情報共有しながら、日常生活における安全確保に努めました。 |
| | 男女平等推進への効果 | 関係部署と連携し情報共有することで、見守りの強化・児童虐待の防止に努めた。 |
| 学校指導課 | 目標 | 児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。(市立小・中学校15校全校で実施) |
| | 実績 | 小・中学校全校において、虐待対応教諭が中心となって組織的に、虐待又は虐待の疑いのある児童・生徒の早期発見・早期対応に努めた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 小・中学校全校で、児童・生徒の安全確保が確実に図られた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|------|--|---|
| 事業名 | No.51 被害者支援における配慮の徹底 | |
| 事業内容 | 住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。 外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。 | |
| 市民課 | 目標 | 住民基本台帳事務取扱要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、市民課内及び他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起こらないよう対応する。 |
| | 実績 | 住民基本台帳事務取扱要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、市民課内及び他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図った。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起こらないよう対応した。 |
| | 男女平等推進への効果 | DV等被害者への安全確保が図れた。 |

| | | |
|---------|------------|---|
| 人権平和課 | 目標 | ・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。(DV防止連絡会の開催 3回) |
| | 実績 | ・DV防止連絡会を3回開催。1回目は東京ウィメンズプラザ専門相談員を招き、加害者が支援措置を受けている被害者の情報を取得しようとする際の、具体的な事例について学んだ。 ・市民課と連携し、住民票の非開示請求に関する情報を提供した。手続きの支援も行った。 ・外国人相談者に対し、助言を行った。(1件)。 ・生活福祉課と連携し、DV被害者の支援を行った(1件)。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・様々なケースで、庁内担当者がそれぞれの分野で連携した。情報提供などを行い、被害者のニーズに合った支援を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|---------|---|---|
| 事業名 | No.52 被害者の自立支援 | |
| 事業内容 | 日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。被害者の回復の一助として、必要な情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。 | |
| 生活福祉課 | 目標 | 被害者に対する自立支援を行う。 |
| | 実績 | 被害者の状況に応じて、必要な支援を行うことにより、被害者が自立に向けた活動を行うことができた。 |
| | 男女平等推進への効果 | 被害女性が自立に向けた活動を行うことができたことから、男女平等推進に効果がある。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。 |
| | 実績 | ・モラル・ハラスメントの被害者に情報提供や心理的支援を行い、避難につなげた。 ・被害者へ就業情報等の提供を行った。別居する子との面会についても配慮した。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・被害者が必要とする情報を提供するとともに、関連機関と連携して支援を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|-------------|---|---|
| ■ 施策の推進状況評価 | | |
| 推進委員会(外部)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に虐待防止担当教諭が配置され、児童・生徒への虐待の早期発見に努めている。 ・人権平和課と健康推進課が連携し、医療関係者への「DV防止法」に基づく通報の周知に取り組まれたい。 ・多言語化を進め、外国人被害者に必要な支援が行える体制づくりを進められたい。 |
| 協議会(総合)評価 | B | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護費の予算化や庁内の一時避難場所確保により、緊急時に対応できる体制が整えられている。 ・関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見に努められたい。 |

施策（４）人権侵害を予防するための支援

| | | |
|---------|---|--|
| 事業名 | No.53 セクシュアル・ハラスメント等の防止の取組 | |
| 事業内容 | さまざまな機会をとらえて事業者等や市民に対してセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止にむけた広報・啓発を行います。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・市報やホームページ等でハラスメントの防止に向けた広報を行う。 |
| | 実績 | ・新任職員研修に参加し、ハラスメント防止研修を行った。ハラスメントに該当する行為や、防ぐための対策を「ハラスメント防止等に関する指針」に沿って説明を行った。 ・6月15日号市報や市ホームページにセクシュアル・ハラスメントの記事を掲載し、我慢するのではなく解決を図ることの重要性や各種相談窓口を周知した。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・新任職員研修では、ハラスメントの具体例を示し、許されない行為であることを伝えることができた。 ・市報は市内に広く配布されているため、記事を目にした市民への啓発は図られたと考える。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 事業名 | No.54 庁内におけるハラスメント対策 | |
| 事業内容 | 庁内に対して、ハラスメントの防止について周知します。「ハラスメントの防止等に関する指針」により、被害者の立場に立った適切な対応を行います。 | |
| 職員課 | 目標 | ・新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る(採用時)。 ・ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る(年1回)。 ・都市町村職員研修所第3ブロック主催によるハラスメント相談員研修に研修生を派遣する(年1回)。 |
| | 実績 | ・ハラスメント防止に資する研修については、平成30年8月に管理職向けに延べ2回実施し、48名(男性40名・女性8名)が受講した。また、管理職以外の職員を対象に平成31年1月に実施し、17名(男性8名・女性9名)が受講した。 ・東京都市町村職員研修所第3ブロック主催による「ハラスメント相談員研修」(平成30年7月実施)に研修生を2名(男性1名・女性1名)派遣した。 |
| | 男女平等推進への効果 | 研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、ハラスメントのない職場づくりに向けた意識啓発に一定の効果があったと考えられる。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.55 ストーカー等の防止の取組 | |
| 事業内容 | ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組を行います。 | |
| 防災安全課 | 目標 | 正確な防犯情報をより多くの市民に行き届くようにし、犯罪抑止や二次被害の防止を図るため、国分寺市安全・安心メール登録数を17,600件以上にする(第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画より)。市のイベント等で登録方法を記載したチラシや市報を用いて周知する。 |
| | 実績 | 市のイベント等で登録方法を記載したチラシや市報を用いて周知し、平成30年度末で18,185件となった。市内における刑法犯発生認知件数において減少傾向にあり、街頭犯罪や女性や子ども、高齢者を狙った犯罪などに遭わないために、安全・安心メールでの情報提供は一定の効果があったと考えられる。 |
| | 男女平等推進への効果 | 犯罪に遭わないための行動を起こさせるという観点で、安全・安心メールでの情報提供は一定の効果があったと考えられる。 |
| 人権平和課 | 目標 | ・ストーカー等の人権侵害に関連する講座を開催し、理解普及を図る。 |
| | 実績 | ・ストーカーにとどまらず、さまざまな人権侵害についての講演会等を開催した。 人権擁護委員の日:いじめ等(参加者103人)、犯罪被害者週間行事:犯罪被害者(参加者200人)、人権のつどい:インターネット(参加者80人)、LGBT講座:性的少数者(参加者18人) ・デートDVがストーカーに発展するおそれもあるため、市内都立高校等へデートDV防止リーフレットを配布し、啓発を行った(配布数1,690部)。 ・ストーカーに関するリーフレットを市内公民館(5館)に配架した(配架数100部)。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・講演会等には401人の参加があり、アンケートの評価も高かったことから、人権侵害について理解普及を図ることができた。 ・デートDV防止リーフレットの配布先を拡大し、若年層への啓発を行うことができた。 |
| 専門委員会評価 | B | |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|--------------------|----------|--|
| 推進委員会(外部)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しハラスメント防止研修が実施され、有効であったと参加者に評価されている。 ・人権をテーマにした多様な講座等を開催し、人権侵害の予防に取り組んでいる。 ・市民に対するハラスメントの啓発は、市報での情報提供だけでは不十分である。講座の開催等を図られたい。 ・職員に対するハラスメント防止研修を、係長及び全職員の必修研修とすることを検討されたい。 |
| 協議会(総合)評価 | B | 施策別評価に際し着目したポイント |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・研修や講座の参加者に対し、人権侵害を予防するための啓発が行われている。 ・庁内でハラスメントが起きた際に適切な対応がとれるよう、庁内連携の強化を図られたい。 |

施策（5）性犯罪被害者の支援

| | | |
|----------------|--|---|
| 事業名 | No.56 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動 | |
| 事業内容 | 性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。 | |
| 人権平和課 | 目標 | ・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。・性犯罪を含めた犯罪被害者等支援窓口の周知を行う。 |
| | 実績 | ・性暴力について記載したDV相談、犯罪被害者等支援相談リーフレットの配架先を拡大し周知を図った。（多摩信用金庫4店、国分寺マルイ内3箇所） ・デートDVが性犯罪に発展するおそれもあるため、市内都立高校等へデートDV防止リーフレットを配布し、啓発を行った（配布数1,690部）。 ・犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、東京都との共催行事及び小金井警察との合同相談会を開催した。 |
| | 男女平等推進への効果 | ・犯罪被害者週間行事の参加者（200人）に対し、啓発及び相談窓口の周知を図ることができた。 ・各種リーフレットの配布先を拡大することで、相談窓口を広く周知することができた。 |
| 専門委員会評価 | A | 性犯罪を含む犯罪被害者等支援相談窓口の周知に広く取り組んでいることから、A評価とする。 |

| ■施策の推進状況評価 | | |
|--------------------|----------|---|
| 推進委員会（外部）評価 | A | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種リーフレットの配架先を拡大し、相談窓口の周知に取り組んでいる。 ・東京都と犯罪被害者週間行事を共催し、多数の参加者に対し被害者支援の啓発を行っている。 ・リーフレット配架のみではなく、QRコード付ステッカーを貼付する等、相談先にアクセスしやすい環境づくりを進められたい。 ・性犯罪被害者の声を受け止める体制づくりや、男性被害者支援に取り組まれたい。 ・ジェンダーの偏りのない産婦人科や女性の医師等との連携を進められたい。 |
| 協議会（総合）評価 | A | <p>施策別評価に際し着目したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの配布や犯罪被害者週間行事の開催により、相談窓口の周知と啓発に努めている。 ・周知・啓発を継続して行うとともに、被害者が相談しやすい体制づくりに取り組まれたい。 |

IV 成果目標の達成状況

成果目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。(実績は平成31年4月1日時点)

1 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進（事業No. 2）

| 項目 | 計画策定時 | 成果目標 | 実績 |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 庁内の男性職員の育児休業取得率 | 8% (平成27年度) | 20% (令和6年度末) | 50% (平成30年度) |

2 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進（事業No. 3）

| 項目 | 計画策定時 | 成果目標 | 実績 |
|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 庁内の超過勤務の削減 | 一人あたり月8.3時間 (平成27年度) | 一人あたり月6.4時間 (令和4年度末) | 一人あたり月8.1時間 (平成30年度) |

3 審議会等の委員における性による偏りの解消（事業No. 8）

数値目標：審議会等の委員において一方の性が4割を下回らないようにする。

※平成31年4月1日時点で委員数が把握できているもの、政策経営課資料より作成

| 項目 | 計画策定時 | 成果目標 | 実績 |
|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|
| 審議会等委員に占める女性の割合 | 32% (平成27年度) | 40%以上 (令和2年度) | 36.2% (平成30年度) |

| 名称 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | |
|-----------|------|------|-------|------|-------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 行政委員会 | 29 | 23 | 79.3% | 6 | 20.7% |
| 条例設置の委員会等 | 512 | 358 | 69.9% | 154 | 30.1% |
| 要綱設置の委員会等 | 619 | 359 | 58.0% | 260 | 42.0% |
| 計 | 1160 | 740 | 63.8% | 420 | 36.2% |

① 行政委員会（地方自治法第180条の5参照）

| 名称 | 庶務担当課 | 根拠法令 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | |
|-------------|------------|------------------------------------|-----|------|--------|------|-------|
| | | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会事務局 | 地方自治法第181条 | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% |
| 農業委員会 | 農業委員会事務局 | 農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例 | 15 | 13 | 86.7% | 2 | 13.3% |
| 固定資産評価審査委員会 | 情報管理課 | 地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 監査委員 | 監査委員事務局 | 地方自治法第195条 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% |
| 計 | | | 29 | 23 | 79.3% | 6 | 20.7% |

②附属機関等法律・条例により設置されている委員会等（地方自治法第 202 条の 3 等）

| 所管課 | 法律又は条例設置の附属機関名 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | |
|----------|--------------------------|-----|------|--------|------|-------|
| | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 情報管理課 | 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| | 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会 | 12 | 11 | 91.7% | 1 | 8.3% |
| 政策経営課 | 国分寺市行政改革推進委員会 | 8 | 7 | 87.5% | 1 | 12.5% |
| 政策法務課 | 国分寺市オンブズパーソン | 2 | 2 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| | 国分寺市政治倫理審査会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| | 国分寺市行政不服審査会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| 財政課 | 国分寺市補助金等審査会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| 秘書課 | 国分寺市表彰審査委員会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| 契約管財課 | 国分寺市公共調達委員会 | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 職員課 | 非常勤職員等公務災害補償等審査会 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| | 国分寺市職員倫理審査会 | 3 | 1 | 33.3% | 2 | 66.7% |
| | 国分寺市特別職報酬等審議会 | 8 | 6 | 75.0% | 2 | 25.0% |
| | 国分寺市職員懲戒審査会 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 防災安全課 | 国分寺市防災会議 | 33 | 31 | 93.9% | 2 | 6.1% |
| | 国分寺市国民保護協議会 | 32 | 30 | 93.8% | 2 | 6.3% |
| 経済課 | 国分寺市小口事業資金融資審査会 | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| | 国分寺市認定農業者審査会 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| | 国分寺市消費生活審議会 | 6 | 2 | 33.3% | 4 | 66.7% |
| | 国分寺市被害救済委員会 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| 人権平和課 | 国分寺市男女平等推進委員会 | 10 | 3 | 30.0% | 7 | 70.0% |
| 地域共生推進課 | 国分寺市民生委員推せん会 | 9 | 8 | 88.9% | 1 | 11.1% |
| 保険年金課 | 国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 | 16 | 13 | 81.3% | 3 | 18.8% |
| 健康推進課 | 国分寺市予防接種健康被害調査委員会 | 4 | 2 | 50.0% | 2 | 50.0% |
| 障害福祉課 | 国分寺市障害者施策推進協議会 | 9 | 5 | 55.6% | 4 | 44.4% |
| | 国分寺市障害支援区分認定審査会 | 10 | 5 | 50.0% | 5 | 50.0% |
| 高齢福祉課 | 国分寺市地域包括支援センター運営協議会 | 13 | 8 | 61.5% | 5 | 38.5% |
| | 国分寺市老人ホーム入所判定委員会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| | 国分寺市介護保険運営協議会 | 15 | 11 | 73.3% | 4 | 26.7% |
| | 国分寺市介護認定審査会 | 54 | 30 | 55.6% | 24 | 44.4% |
| 子ども若者計画課 | 子ども・子育て会議 | 11 | 4 | 36.4% | 7 | 63.6% |
| | 国分寺市青少年問題協議会 | 12 | 7 | 58.3% | 5 | 41.7% |
| 子育て相談室 | 国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会 | 11 | 2 | 18.2% | 9 | 81.8% |
| まちづくり計画課 | 国分寺市環境審議会 | 12 | 10 | 83.3% | 2 | 16.7% |
| | 国分寺市都市計画審議会 | 16 | 13 | 81.3% | 3 | 18.8% |
| | 国分寺市まちづくり市民会議 | 13 | 6 | 46.2% | 7 | 53.8% |
| 駅周辺整備課 | 国分寺市国分寺駅北口地区第一種市街地再開発審査会 | 7 | 7 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| | 国分寺市市街地再開発事業融資あっせん審査会 | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 建築指導課 | 国分寺市建築審査会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| 建築事業課 | 国分寺市財産価格審議会 | 7 | 6 | 85.7% | 1 | 14.3% |
| 交通対策課 | 国分寺市交通安全対策協議会 | 15 | 14 | 93.3% | 1 | 6.7% |
| 緑と建築課 | 国分寺市湧水等保全審議会 | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| | 国分寺市緑化推進協議会 | 14 | 11 | 78.6% | 3 | 21.4% |
| ごみ減量推進課 | 国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会 | 16 | 8 | 50.0% | 8 | 50.0% |
| 学校指導課 | いじめ防止対策審議会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| 社会教育課 | 国分寺市青少年委員 | 13 | 5 | 38.5% | 8 | 61.5% |
| | 国分寺市社会教育委員 | 9 | 3 | 33.3% | 6 | 66.7% |
| ふるさと文化財課 | 国分寺市文化財保護審議会 | 8 | 7 | 87.5% | 1 | 12.5% |
| | 国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会 | 9 | 9 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 公民館課 | 国分寺市公民館運営審議会 | 10 | 5 | 50.0% | 5 | 50.0% |
| 図書館課 | 国分寺市図書館運営協議会 | 10 | 6 | 60.0% | 4 | 40.0% |
| | 計 | 512 | 358 | 69.9% | 154 | 30.1% |

③設置要綱などにより設置されている①，②以外の会議等

| 所管課 | 法律又は条例設置の附属機関名 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | |
|-----------|--|-----|------|--------|------|-------|
| | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 政策経営課 | 国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議 | 10 | 8 | 80.0% | 2 | 20.0% |
| 契約管財課 | 国分寺市指定管理者候補者選定委員会 | 6 | 5 | 83.3% | 1 | 16.7% |
| 経済課 | 国分寺市認定農業者相談支援チーム | 7 | 6 | 85.7% | 1 | 14.3% |
| | 国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会 | 7 | 7 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| | 国分寺市就労支援地域連絡会 | 9 | 8 | 88.9% | 1 | 11.1% |
| | 国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会 | 13 | 13 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 文化振興課 | 国分寺市芸術文化振興事業審査会 | 4 | 2 | 50.0% | 2 | 50.0% |
| | 国分寺市立いづみホール運営委員会 | 6 | 3 | 50.0% | 3 | 50.0% |
| | 国分寺市文化振興市民会議 | 11 | 6 | 54.5% | 5 | 45.5% |
| | 国分寺市立c o c o b u n j i プラザ市民利用等活性化検討会議 | 10 | 4 | 40.0% | 6 | 60.0% |
| 協働コミュニティ課 | 国分寺市協働事業審査会 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| スポーツ振興課 | 国分寺市スポーツ推進委員 | 16 | 9 | 56.3% | 7 | 43.8% |
| 健康推進課 | 国分寺市子どもの歯を守る連絡会 | 10 | 4 | 40.0% | 6 | 60.0% |
| | 国分寺市健康増進計画評価等委員会 | 8 | 3 | 37.5% | 5 | 62.5% |
| 障害福祉課 | 国分寺市障害者地域自立支援協議会 | 22 | 12 | 54.5% | 10 | 45.5% |
| | 国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議 | 17 | 15 | 88.2% | 2 | 11.8% |
| | 国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議 | 22 | 14 | 63.6% | 8 | 36.4% |
| 高齢福祉課 | 国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議 | 17 | 15 | 88.2% | 2 | 11.8% |
| | 国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議 | 20 | 12 | 60.0% | 8 | 40.0% |
| | 国分寺市地域ケア会議 | 27 | 12 | 44.4% | 15 | 55.6% |
| | 国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会 | 8 | 4 | 50.0% | 4 | 50.0% |
| | 国分寺市生きがい推進事業協議会 | 12 | 7 | 58.3% | 5 | 41.7% |
| | 国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議 | 14 | 7 | 50.0% | 7 | 50.0% |
| 子ども若者計画課 | 国分寺市子育て・育ちいきいき計画推進協議会 | 11 | 5 | 45.5% | 6 | 54.5% |
| | 国分寺市子どもの居場所づくり推進会議委員 | 15 | 8 | 53.3% | 7 | 46.7% |
| | 国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議 | 19 | 6 | 31.6% | 13 | 68.4% |
| | (仮称) 子ども子育て支援事業計画策定委員会 | 18 | 10 | 55.6% | 8 | 44.4% |
| 子育て相談室 | 国分寺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員 | 20 | 17 | 85.0% | 3 | 15.0% |
| | 国分寺市要保護児童対策地域協議会 実務者会議委員 | 19 | 12 | 63.2% | 7 | 36.8% |
| まちづくり計画課 | 国分寺市環境推進管理委員会 | 12 | 9 | 75.0% | 3 | 25.0% |
| | 西国分寺駅北口周辺まちづくり協議会 | 15 | 11 | 73.3% | 4 | 26.7% |
| | 国分寺街道及び国3・4・11号線周辺まちづくり協議会 | 14 | 12 | 85.7% | 2 | 14.3% |
| 交通対策課 | 国分寺市地域公共交通会議 | 11 | 11 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 環境対策課 | 国分寺市清掃センター周辺地元協議会 | 12 | 10 | 83.3% | 2 | 16.7% |
| ごみ減量推進課 | 国分寺市廃棄物減量等推進委員会 | 56 | 31 | 55.4% | 25 | 44.6% |
| 学校指導課 | 国分寺市立第七小学校コミュニティ・スクール協議会 | 14 | 4 | 28.6% | 10 | 71.4% |
| | 国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会 | 11 | 6 | 54.5% | 5 | 45.5% |
| | 国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会 | 15 | 7 | 46.7% | 8 | 53.3% |
| | 国分寺市立第一小学校学校運営協議会 | 6 | 3 | 50.0% | 3 | 50.0% |
| | 国分寺市立第二小学校学校運営協議会 | 8 | 4 | 50.0% | 4 | 50.0% |
| | 国分寺市立第三小学校学校運営協議会 | 4 | 2 | 50.0% | 2 | 50.0% |
| | 国分寺市立第四小学校学校運営協議会 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| | 国分寺市立第五小学校学校運営協議会 | 7 | 5 | 71.4% | 2 | 28.6% |
| | 国分寺市立第六小学校学校運営協議会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| | 国分寺市立第十小学校学校運営協議会 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| | 国分寺市立第一中学校学校運営協議会 | 7 | 5 | 71.4% | 2 | 28.6% |
| | 国分寺市立第二中学校学校運営協議会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| | 国分寺市立第三中学校学校運営協議会 | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% |
| | 国分寺市立第四中学校学校運営協議会 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| | 国分寺市立第五中学校学校運営協議会 | 6 | 3 | 50.0% | 3 | 50.0% |
| | 個別支援委員会 | 9 | 4 | 44.4% | 5 | 55.6% |

| 所管課 | 法律又は条例設置の附属機関名 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | |
|------|----------------------|-----|------|-------|------|-------|
| | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 公民館課 | 国分寺市立本多公民館運営サポート会議 | 9 | 3 | 33.3% | 6 | 66.7% |
| | 国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議 | 9 | 2 | 22.2% | 7 | 77.8% |
| | 国分寺市立光公民館運営サポート会議 | 10 | 6 | 60.0% | 4 | 40.0% |
| | 国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議 | 10 | 4 | 40.0% | 6 | 60.0% |
| | 国分寺市立並木公民館運営サポート会議 | 10 | 4 | 40.0% | 6 | 60.0% |
| | 計 | 619 | 359 | 58.0% | 260 | 42.0% |

4 庁内の職員配置・管理職登用における積極的な女性の参画推進（事業 No. 9）

| 項目 | 計画策定時 | 成果目標 | 実績 |
|--------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 管理職（課長以上）に占める女性の割合 | 10.1% (平成27年度) | 20% (令和6年度) | 14.3% (平成30年度) |
| 係長職に占める女性の割合 | 28.2% (平成27年度) | 35% (令和6年度) | 27.8% (平成30年度) |

5 防災会議の委員に占める女性の割合（事業 No. 10）

| 項目 | 計画策定時 | 成果目標 | 実績 |
|------------------|------------------|----------------|------------------|
| 防災会議の委員に占める女性の割合 | 9.1% (平成27年度) | 30% (令和2年度) | 6.1% (平成30年度) |

6 保育所待機児童数（事業 No. 15）

| 項目 | 計画策定時 | 成果目標 | 実績 |
|----------|-----------------|---------------|------------------|
| 保育所待機児童数 | 88人 (平成27年度) | 解消 (令和2年度) | 125人 (平成30年度) |

V 参考指標

参考指標は、第2次国分寺市男女平等推進行動計画の各重点分野に関連して、男女平等社会形成の進捗状況を把握する上での一つのものさしになることを期待して、男女平等推進委員会との協議の上設定しているものです。

経年変化や他市との比較をすることで、現状分析と今後の課題を設定することに役立つものであり、その数値自体が目標値となるわけではありません。

【D V 分野】

○国分寺市におけるDVの相談件数（延べ）

| 年度 | 人権平和課 | | | | | | 生活福祉課 | |
|----|---------------|---|------------|---|-----------|----|-------------|-----|
| | 女性のためのカウンセリング | | 女性のための法律相談 | | 女性の悩みごと相談 | | 母子・女性福祉相談件数 | |
| | 内DV相談 | | 内DV相談 | | 内DV相談 | | 内DV相談 | |
| 28 | 45 | 5 | 23 | 2 | 168 | 77 | 892 | 151 |
| 29 | 55 | 0 | 19 | 0 | 162 | 65 | 916 | 149 |
| 30 | 44 | 6 | 18 | 0 | 164 | 58 | 1,183 | 98 |

※人権平和課調べ

【学 校 教 育 分 野】

○公立小学校教員における職位別男女比（26市比較）

| 市町村名 | 教員数 (本務者) | 男 | 女 | 校長 | | 副校長 | | 主幹教諭 | | 指導教諭 | | 教諭 | | 養護教諭 | | 栄養教諭 | |
|-------|--------------|-----|-----|----|----|-----|----|------|----|------|---|-----|-----|------|----|------|---|
| | | | | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| 八王子市 | 1,686 | 724 | 962 | 53 | 12 | 59 | 15 | 95 | 49 | 1 | 1 | 516 | 812 | 0 | 73 | 0 | 0 |
| 立川市 | 513 | 198 | 315 | 16 | 3 | 16 | 3 | 25 | 14 | 1 | 1 | 140 | 274 | 0 | 20 | 0 | 0 |
| 武蔵野市 | 319 | 119 | 200 | 6 | 6 | 6 | 6 | 16 | 8 | 0 | 2 | 91 | 164 | 0 | 14 | 0 | 0 |
| 三鷹市 | 463 | 184 | 279 | 10 | 5 | 10 | 5 | 19 | 13 | 1 | 1 | 144 | 237 | 0 | 18 | 0 | 0 |
| 青梅市 | 401 | 186 | 215 | 14 | 2 | 12 | 5 | 16 | 14 | 0 | 4 | 144 | 173 | 0 | 16 | 0 | 1 |
| 府中市 | 686 | 262 | 424 | 17 | 5 | 17 | 6 | 37 | 13 | 0 | 3 | 191 | 369 | 0 | 26 | 0 | 2 |
| 昭島市 | 327 | 140 | 187 | 12 | 1 | 10 | 3 | 20 | 9 | 0 | 1 | 98 | 157 | 0 | 15 | 0 | 1 |
| 調布市 | 587 | 211 | 376 | 15 | 5 | 11 | 10 | 20 | 18 | 1 | 3 | 163 | 319 | 1 | 21 | 0 | 0 |
| 町田市 | 1,248 | 498 | 750 | 33 | 8 | 23 | 20 | 61 | 20 | 2 | 4 | 379 | 651 | 0 | 45 | 0 | 2 |
| 小金井市 | 275 | 106 | 169 | 7 | 2 | 6 | 3 | 9 | 14 | 1 | 1 | 83 | 139 | 0 | 9 | 0 | 1 |
| 小平市 | 532 | 220 | 312 | 15 | 4 | 12 | 7 | 25 | 18 | 1 | 2 | 167 | 263 | 0 | 16 | 0 | 2 |
| 日野市 | 530 | 204 | 326 | 13 | 4 | 14 | 3 | 20 | 13 | 1 | 2 | 156 | 286 | 0 | 17 | 0 | 1 |
| 東村山市 | 412 | 162 | 250 | 13 | 2 | 10 | 5 | 22 | 9 | 1 | 0 | 116 | 218 | 0 | 16 | 0 | 0 |
| 国分寺市 | 293 | 117 | 176 | 8 | 2 | 8 | 3 | 12 | 13 | 3 | 1 | 86 | 144 | 0 | 13 | 0 | 0 |
| 国立市 | 189 | 84 | 105 | 7 | 1 | 5 | 3 | 16 | 3 | 0 | 0 | 56 | 90 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 福生市 | 163 | 81 | 82 | 5 | 2 | 7 | 0 | 12 | 5 | 0 | 0 | 57 | 67 | 0 | 7 | 0 | 1 |
| 狛江市 | 188 | 82 | 106 | 4 | 2 | 6 | 0 | 14 | 3 | 0 | 0 | 58 | 94 | 0 | 6 | 0 | 1 |
| 東大和市 | 254 | 105 | 149 | 9 | 1 | 8 | 2 | 13 | 8 | 1 | 0 | 74 | 130 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 清瀬市 | 228 | 91 | 137 | 9 | 0 | 8 | 2 | 14 | 8 | 1 | 0 | 59 | 119 | 0 | 7 | 0 | 1 |
| 東久留米市 | 338 | 120 | 218 | 9 | 4 | 8 | 5 | 17 | 12 | 1 | 1 | 85 | 182 | 0 | 13 | 0 | 1 |
| 武蔵村山市 | 237 | 108 | 129 | 8 | 0 | 5 | 5 | 16 | 6 | 2 | 1 | 76 | 107 | 0 | 10 | 1 | 0 |
| 多摩市 | 446 | 180 | 266 | 14 | 3 | 14 | 3 | 23 | 14 | 1 | 0 | 128 | 229 | 0 | 16 | 0 | 1 |
| 稲城市 | 318 | 119 | 199 | 8 | 4 | 7 | 5 | 14 | 11 | 0 | 1 | 90 | 165 | 0 | 12 | 0 | 1 |
| 羽村市 | 184 | 85 | 99 | 6 | 1 | 5 | 2 | 10 | 3 | 0 | 0 | 64 | 82 | 0 | 10 | 0 | 1 |
| あきる野市 | 260 | 115 | 145 | 9 | 1 | 7 | 3 | 16 | 7 | 2 | 0 | 80 | 123 | 0 | 11 | 1 | 0 |
| 西東京市 | 515 | 193 | 322 | 16 | 2 | 15 | 4 | 24 | 15 | 1 | 0 | 137 | 280 | 0 | 20 | 0 | 1 |

※平成30年度学校基本調査より作成

○公立中学校教員における職位別男女比（26市比較）

| 市町村名 | 教員数 (本務者) | 男 | 女 | 校長 | | 副校長 | | 主幹教諭 | | 指導教諭 | | 教諭 | | 養護教諭 | | 栄養教諭 | |
|-------|--------------|-----|-----|----|---|-----|---|------|----|------|---|-----|-----|------|----|------|---|
| | | | | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| 八王子市 | 900 | 516 | 384 | 34 | 4 | 37 | 2 | 70 | 18 | 1 | 0 | 374 | 320 | 0 | 40 | 0 | 0 |
| 立川市 | 238 | 139 | 99 | 9 | 0 | 7 | 2 | 20 | 7 | 1 | 0 | 102 | 80 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| 武蔵野市 | 150 | 82 | 68 | 6 | 1 | 5 | 2 | 16 | 5 | 1 | 1 | 54 | 52 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 三鷹市 | 209 | 116 | 93 | 6 | 1 | 6 | 1 | 19 | 4 | 0 | 0 | 85 | 80 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 青梅市 | 263 | 155 | 108 | 11 | 0 | 9 | 2 | 23 | 5 | 0 | 0 | 112 | 89 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| 府中市 | 333 | 177 | 156 | 10 | 1 | 10 | 1 | 33 | 3 | 1 | 0 | 123 | 139 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| 昭島市 | 163 | 91 | 72 | 5 | 1 | 6 | 0 | 16 | 1 | 0 | 0 | 64 | 64 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| 調布市 | 243 | 127 | 116 | 7 | 1 | 7 | 1 | 19 | 4 | 1 | 3 | 93 | 98 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| 町田市 | 630 | 330 | 300 | 19 | 1 | 17 | 3 | 32 | 15 | 2 | 2 | 260 | 261 | 0 | 18 | 0 | 0 |
| 小金井市 | 132 | 70 | 62 | 5 | 0 | 4 | 1 | 10 | 2 | 0 | 1 | 51 | 52 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| 小平市 | 238 | 133 | 105 | 7 | 1 | 4 | 4 | 21 | 3 | 0 | 0 | 101 | 87 | 0 | 9 | 0 | 1 |
| 日野市 | 260 | 147 | 113 | 7 | 1 | 6 | 2 | 18 | 4 | 0 | 0 | 116 | 97 | 0 | 9 | 0 | 0 |
| 東村山市 | 209 | 116 | 93 | 7 | 0 | 8 | 0 | 22 | 3 | 0 | 0 | 79 | 83 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 国分寺市 | 135 | 80 | 55 | 5 | 0 | 5 | 0 | 10 | 3 | 1 | 1 | 59 | 46 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 国立市 | 86 | 47 | 39 | 3 | 0 | 2 | 1 | 4 | 3 | 0 | 0 | 38 | 32 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 福生市 | 86 | 54 | 32 | 3 | 0 | 3 | 0 | 7 | 2 | 1 | 1 | 40 | 26 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 狛江市 | 92 | 45 | 47 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 3 | 0 | 1 | 29 | 38 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 東大和市 | 133 | 80 | 53 | 5 | 0 | 3 | 2 | 10 | 5 | 0 | 1 | 62 | 40 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 清瀬市 | 122 | 71 | 51 | 4 | 1 | 4 | 1 | 16 | 1 | 0 | 0 | 47 | 43 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 東久留米市 | 175 | 94 | 81 | 5 | 2 | 5 | 2 | 17 | 4 | 0 | 0 | 67 | 66 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 武蔵村山市 | 140 | 72 | 68 | 4 | 1 | 4 | 1 | 11 | 1 | 0 | 0 | 53 | 61 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 多摩市 | 215 | 120 | 95 | 9 | 0 | 8 | 1 | 21 | 8 | 0 | 2 | 82 | 73 | 0 | 11 | 0 | 0 |
| 稲城市 | 145 | 78 | 67 | 6 | 0 | 2 | 4 | 10 | 5 | 0 | 0 | 60 | 53 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 羽村市 | 90 | 49 | 41 | 3 | 0 | 2 | 1 | 9 | 1 | 0 | 1 | 35 | 35 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| あきる野市 | 143 | 89 | 54 | 6 | 0 | 6 | 0 | 14 | 3 | 0 | 0 | 63 | 46 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 西東京市 | 247 | 142 | 105 | 8 | 1 | 8 | 1 | 20 | 5 | 0 | 0 | 106 | 89 | 0 | 9 | 0 | 0 |

※平成30年度学校基本調査より作成

【保育分野】

○保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

| 市町村名 | 平成31年4月1日 | | | | 平成30年4月1日 | | | | 増減 | | | |
|-------|-------------|---------------------|-------------------|-----------|-------------|---------------------|-------------------|-----------|-------------|---------------------|-------------------|-----------|
| | 就学前 児童人口 | 保育サービ ス利用児童 数 | 就学前 児童人口 比率 | 待機 児童数 | 就学前 児童人口 | 保育サービ ス利用児童 数 | 就学前 児童人口 比率 | 待機 児童数 | 就学前 児童人口 | 保育サービ ス利用児童 数 | 就学前 児童人口 比率 | 待機 児童数 |
| 八王子市 | 22,839 | 11,396 | 49.9% | 26 | 23,600 | 11,400 | 48.3% | 56 | △ 761 | △ 4 | 1.6% | △ 30 |
| 立川市 | 8,717 | 4,106 | 47.1% | 57 | 8,796 | 3,982 | 45.3% | 48 | △ 79 | 124 | 1.8% | 9 |
| 武蔵野市 | 7,281 | 3,182 | 43.7% | 47 | 7,184 | 3,483 | 48.5% | 53 | 97 | △ 301 | △ 4.8% | △ 6 |
| 三鷹市 | 9,467 | 4,113 | 43.4% | 114 | 9,493 | 3,904 | 41.1% | 190 | △ 26 | 209 | 2.3% | △ 76 |
| 青梅市 | 4,925 | 3,055 | 62.0% | 4 | 5,217 | 3,131 | 60.0% | 13 | △ 292 | △ 76 | 2.0% | △ 9 |
| 府中市 | 13,332 | 5,892 | 44.2% | 146 | 13,603 | 5,689 | 41.8% | 248 | △ 271 | 203 | 2.4% | △ 102 |
| 昭島市 | 5,422 | 2,899 | 53.5% | 12 | 5,514 | 2,931 | 53.2% | 35 | △ 92 | △ 32 | 0.3% | △ 23 |
| 調布市 | 12,262 | 5,935 | 48.4% | 182 | 12,121 | 5,591 | 46.1% | 167 | 141 | 344 | 2.3% | 15 |
| 町田市 | 18,458 | 8,188 | 44.4% | 127 | 18,863 | 7,958 | 42.2% | 146 | △ 405 | 230 | 2.2% | △ 19 |
| 小金井市 | 6,261 | 2,881 | 46.0% | 111 | 6,115 | 2,659 | 43.5% | 88 | 146 | 222 | 2.5% | 23 |
| 小平市 | 10,167 | 4,194 | 41.3% | 96 | 9,900 | 4,063 | 41.0% | 96 | 267 | 131 | 0.3% | 0 |
| 日野市 | 9,053 | 4,337 | 47.9% | 46 | 9,217 | 4,129 | 44.8% | 139 | △ 164 | 208 | 3.1% | △ 93 |
| 東村山市 | 6,436 | 2,917 | 45.3% | 91 | 6,541 | 2,795 | 42.7% | 5 | △ 105 | 122 | 2.6% | 86 |
| 国分寺市 | 6,124 | 2,932 | 47.9% | 125 | 5,909 | 2,733 | 46.3% | 202 | 215 | 199 | 1.6% | △ 77 |
| 国立市 | 3,411 | 1,600 | 46.9% | 46 | 3,412 | 1,528 | 44.8% | 53 | △ 1 | 72 | 2.1% | △ 7 |
| 福生市 | 2,231 | 1,402 | 62.8% | 0 | 2,258 | 1,388 | 61.5% | 0 | △ 27 | 14 | 1.3% | 0 |
| 狛江市 | 4,165 | 2,030 | 48.7% | 68 | 4,165 | 1,809 | 43.4% | 75 | 0 | 221 | 5.3% | △ 7 |
| 東大和市 | 4,190 | 2,174 | 51.9% | 48 | 4,330 | 2,152 | 49.7% | 24 | △ 140 | 22 | 2.2% | 24 |
| 清瀬市 | 3,318 | 1,484 | 44.7% | 28 | 3,374 | 1,419 | 42.1% | 44 | △ 56 | 65 | 2.6% | △ 16 |
| 東久留米市 | 5,429 | 2,452 | 45.2% | 28 | 5,497 | 2,299 | 41.8% | 38 | △ 68 | 153 | 3.4% | △ 10 |
| 武蔵村山市 | 3,429 | 1,931 | 56.3% | 28 | 3,447 | 1,926 | 55.9% | 39 | △ 18 | 5 | 0.4% | △ 11 |
| 多摩市 | 6,396 | 3,109 | 48.6% | 77 | 6,525 | 3,082 | 47.2% | 83 | △ 129 | 27 | 1.4% | △ 6 |
| 稲城市 | 5,089 | 2,310 | 45.4% | 14 | 5,109 | 2,175 | 42.6% | 54 | △ 20 | 135 | 2.8% | △ 40 |
| 羽村市 | 2,385 | 1,403 | 58.8% | 6 | 2,469 | 1,417 | 57.4% | 4 | △ 84 | △ 14 | 1.4% | 2 |
| あきる野市 | 3,502 | 1,946 | 55.6% | 9 | 3,565 | 1,872 | 52.5% | 8 | △ 63 | 74 | 3.1% | 1 |
| 西東京市 | 9,516 | 4,250 | 44.7% | 108 | 9,431 | 3,967 | 42.1% | 129 | 85 | 283 | 2.6% | △ 21 |

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「平成30年度保育所待機児童等の状況調査」より作成

○病児・病後児保育実施状況（26市比較）

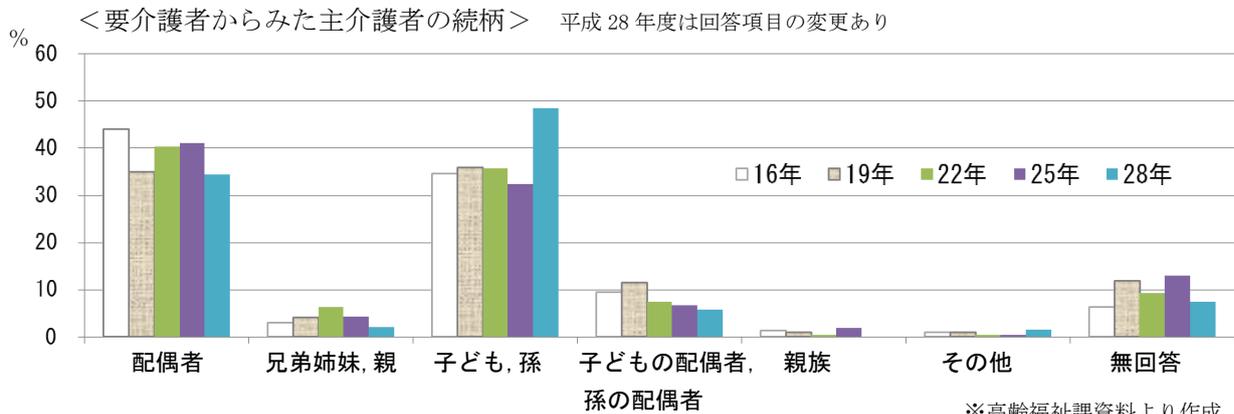
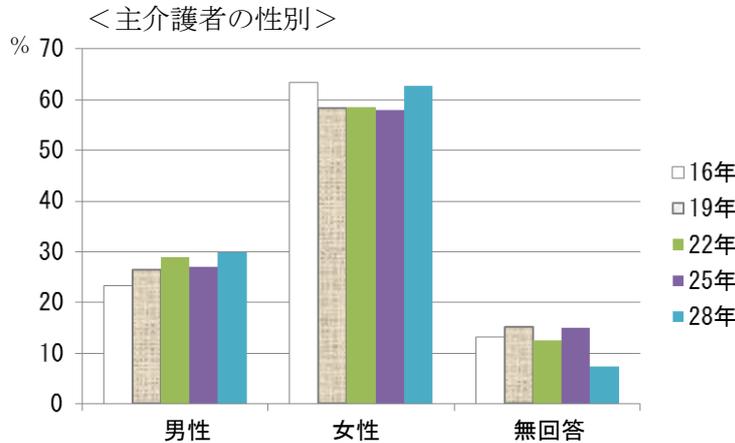
| 市町村名 | 病児 | 病後児 | 施設数 | 定員数 | 対象者等 |
|-------|----|-----|-----|-----|--------------------------------------|
| 八王子市 | ○ | ○ | 4 | 19 | 産休明け～小学3年生 |
| 立川市 | ○ | | 2 | 8 | 4カ月～小学3年生 |
| 武蔵野市 | ○ | ○ | 2 | 8 | 6カ月～小学3年生 |
| 三鷹市 | ○ | ○ | 2 | 8 | 4カ月～就学前 |
| 青梅市 | | ○ | 1 | 4 | 2カ月～小学生 |
| 府中市 | ○ | ○ | 2 | 10 | 5カ月～小学3年生 |
| 昭島市 | ○ | ○ | 2 | 11 | [医療機関]0歳～就学前 [認可保育所]1歳～就学前 |
| 調布市 | ○ | ○ | 2 | 8 | 1歳～小学6年生 |
| 町田市 | ○ | ○ | 5 | 20 | [病児]4カ月～小学2年生 [病後児]1歳～小学3年生 |
| 小金井市 | | ○ | 1 | 4 | 1歳～就学前 |
| 小平市 | ○ | ○ | 2 | 10 | 6カ月～就学前 |
| 日野市 | ○ | ○ | 3 | 12 | 産休明け～おおむね10歳未満 |
| 東村山市 | ○ | ○ | 1 | 4 | 6カ月～小学3年生 |
| 国分寺市 | ○ | ○ | 4 | 16 | 市内在住、保育所・幼稚園等に通園している児童 |
| 国立市 | ○ | ○ | 1 | 6 | 6カ月～小学3年生 |
| 福生市 | ○ | ○ | 2 | 10 | 6カ月～小学6年生 |
| 狛江市 | ○ | ○ | 1 | 10 | 市内在住の小学3年生 |
| 東大和市 | ○ | ○ | 1 | 6 | 満6カ月～小学6年生 |
| 清瀬市 | ○ | ○ | 2 | 10 | [病児]2カ月～小学4年生 [病後児]市内在住・在勤、満1歳～小学3年生 |
| 東久留米市 | ○ | ○ | 1 | 4 | 1歳～小学低学年 |
| 武蔵村山市 | ○ | ○ | 1 | 4 | 市内在住で保育所・幼稚園等に入所中の6カ月～就学前 |
| 多摩市 | ○ | ○ | 2 | 12 | 市内の未就学児童及び学童クラブ入所児童 |
| 稲城市 | ○ | ○ | 2 | 4～6 | 市内在住または在勤、満4カ月～小学3年生 |
| 羽村市 | ○ | ○ | 2 | 8 | 生後6カ月～小学6年生 |
| あきる野市 | ○ | ○ | 1 | 6 | あきる野市、日の出町、檜原村在住の生後6か月から小学校3年生 |
| 西東京市 | ○ | ○ | 2 | 14 | 6カ月～小学4年生 |

※病児・病後児保育の施設数・定員数の総数を記載

※子ども子育てサービス課資料より作成（国分寺市は平成31年4月1日時点、他市は平成30年4月1日時点での状況）

【高齢者介護分野】

○在宅介護における主介護者の性別と要介護者との続柄（経年比較）



※高齢福祉課資料より作成

【防 災 分 野】

○防災会議における委員の男女構成比（26市比較）

| 市町村名 | 防災会議 委員総数(人) | うち女性 委員数(人) | 女性割合 | 市町村名 | 防災会議 委員総数(人) | うち女性 委員数(人) | 女性割合 |
|------|-----------------|----------------|-------|-------|-----------------|----------------|-------|
| 八王子市 | 47 | 9 | 19.1% | 国分寺市 | 32 | 2 | 6.3% |
| 立川市 | 40 | 3 | 7.5% | 国立市 | - | - | - |
| 武蔵野市 | 27 | 4 | 14.8% | 福生市 | 28 | 5 | 17.9% |
| 三鷹市 | 31 | 4 | 12.9% | 狛江市 | 28 | 5 | 17.9% |
| 青梅市 | - | - | - | 東大和市 | 24 | 5 | 20.8% |
| 府中市 | - | - | - | 清瀬市 | 25 | 5 | 20.8% |
| 昭島市 | 39 | 5 | 12.8% | 東久留米市 | 21 | 3 | 14.3% |
| 調布市 | 32 | 2 | 6.3% | 武蔵村山市 | 29 | 3 | 10.3% |
| 町田市 | 34 | 3 | 8.8% | 多摩市 | 24 | 4 | 16.7% |
| 小金井市 | 30 | 8 | 26.7% | 稲城市 | 17 | 1 | 5.9% |
| 小平市 | 31 | 4 | 12.9% | 羽村市 | 27 | 3 | 11.1% |
| 日野市 | 27 | 7 | 25.9% | あきる野市 | 35 | 4 | 11.4% |
| 東村山市 | 31 | 2 | 6.5% | 西東京市 | 33 | 2 | 6.1% |

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成30年度）（市区町村編）より作成

【モデル事業所】

○事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

| 市町村名 | 管理職 総数(A) | うち女性 | 割合 | 係長級 総数(B) | うち女性 | 割合 | 職員総数 (AB除く)(C) | うち女性 | 割合 | 総数 (A+B+C) | うち女性 | 割合 |
|-------|--------------|------|-------|--------------|-------|-------|-------------------|-------|-------|---------------|-------|-------|
| 八王子市 | 131 | 18 | 13.7% | 467 | 67 | 14.3% | 1,180 | 497 | 42.1% | 1,778 | 582 | 32.7% |
| 立川市 | 68 | 13 | 19.1% | 154 | 31 | 20.1% | 465 | 173 | 37.2% | 687 | 217 | 31.6% |
| 武蔵野市 | 78 | 10 | 12.8% | 161 | 60 | 37.3% | 391 | 221 | 56.5% | 630 | 291 | 46.2% |
| 三鷹市 | 94 | 16 | 17.0% | 112 | 29 | 25.9% | 378 | 180 | 47.6% | 584 | 225 | 38.5% |
| 青梅市 | 60 | 6 | 10.0% | 137 | 16 | 11.7% | 391 | 152 | 38.9% | 588 | 174 | 29.6% |
| 府中市 | 110 | 13 | 11.8% | 135 | 24 | 17.8% | 567 | 294 | 51.9% | 812 | 331 | 40.8% |
| 昭島市 | 58 | 11 | 19.0% | 106 | 30 | 28.3% | 277 | 118 | 42.6% | 441 | 159 | 36.1% |
| 調布市 | 138 | 17 | 12.3% | 156 | 51 | 32.7% | 590 | 293 | 49.7% | 884 | 361 | 40.8% |
| 町田市 | 174 | 17 | 9.8% | 368 | 95 | 25.8% | 950 | 452 | 47.6% | 1,492 | 564 | 37.8% |
| 小金井市 | 61 | 9 | 14.8% | 93 | 15 | 16.1% | 270 | 112 | 41.5% | 424 | 136 | 32.1% |
| 小平市 | 115 | 10 | 8.7% | 116 | 37 | 31.9% | 366 | 143 | 39.1% | 597 | 190 | 31.8% |
| 日野市 | 122 | 22 | 18.0% | 120 | 44 | 36.7% | 398 | 169 | 42.5% | 640 | 235 | 36.7% |
| 東村山市 | 82 | 7 | 8.5% | 164 | 40 | 24.4% | 326 | 144 | 44.2% | 572 | 191 | 33.4% |
| 国分寺市 | 63 | 9 | 14.3% | 113 | 29 | 25.7% | 271 | 130 | 48.0% | 447 | 168 | 37.6% |
| 国立市 | 45 | 3 | 6.7% | 83 | 16 | 19.3% | 188 | 74 | 39.4% | 316 | 93 | 29.4% |
| 福生市 | 52 | 7 | 13.5% | 94 | 31 | 33.0% | 206 | 89 | 43.2% | 352 | 127 | 36.1% |
| 狛江市 | 50 | 7 | 14.0% | 41 | 10 | 24.4% | 189 | 86 | 45.5% | 280 | 103 | 36.8% |
| 東大和市 | 56 | 6 | 10.7% | 94 | 17 | 18.1% | 242 | 103 | 42.6% | 392 | 126 | 32.1% |
| 清瀬市 | 39 | 3 | 7.7% | 73 | 19 | 26.0% | 223 | 108 | 48.4% | 335 | 130 | 38.8% |
| 東久留米市 | 37 | 4 | 10.8% | 83 | 15 | 18.1% | 271 | 125 | 46.1% | 391 | 144 | 36.8% |
| 武蔵村山市 | 52 | 5 | 9.6% | 82 | 8 | 9.8% | 195 | 84 | 43.1% | 329 | 97 | 29.5% |
| 多摩市 | 69 | 9 | 13.0% | 151 | 39 | 25.8% | 454 | 233 | 51.3% | 674 | 281 | 41.7% |
| 稲城市 | 49 | 17 | 34.7% | 82 | 13 | 15.9% | 204 | 79 | 38.7% | 335 | 109 | 32.5% |
| 羽村市 | 55 | 5 | 9.1% | 92 | 18 | 19.6% | 158 | 78 | 49.4% | 305 | 101 | 33.1% |
| あきる野市 | 50 | 4 | 8.0% | 99 | 24 | 24.2% | 211 | 76 | 36.0% | 360 | 104 | 28.9% |
| 西東京市 | 72 | 6 | 8.3% | 170 | 64 | 37.6% | 394 | 194 | 49.2% | 636 | 264 | 41.5% |
| 東京都 | 1,737 | 333 | 19.2% | 5,070 | 1,845 | 36.4% | 12,929 | 6,621 | 51.2% | 19,736 | 8,799 | 44.6% |

※東京都については平成29年4月1日現在

※東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課作成「平成30年度区市町村男女平等参画施策推進状況調査報告より作成

VI 参考資料

- 資料No. 1 自己点検票書式
- 資料No. 2 令和元年度会議の開催状況
- 資料No. 3 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要
- 資料No. 4 国分寺市男女平等推進条例
- 資料No. 5 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

記入例

| 平成30年度 第2次国分寺市男女平等推進行動計画 自己点検票 | |
|--------------------------------|--|
| 目標 | 男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち |
| 課題1 | 男性中心型労働慣行の見直し 女性活躍推進計画 |
| 施策1 | ワーク・ライフ・バランスの推進 |

| No. | 1 | 事業名 | ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動 |
|------|--|-----|------------------------|
| 事業内容 | 市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及 | | |

| 年度を通しての事業目標を年度当初に記載 | | 人権平和課 |
|---------------------|---|-------|
| 事業目標 | ・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供及び支援を行う。 ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 | |
| 数値目標 | 数値化できる目標・実績があれば記載 [平成30年度目標] 起業講座1回、ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者40人 [平成29年度実績] 起業講座1回、ワーク・ライフ・バランス講座2回 参加者42人 | |
| 上半期終了時の進捗状況 | 目標に対する、上半期終了時の事業進捗状況を記載 ・講師を選定し、起業講座は11月、ワーク・ライフ・バランス講座は12月の開催が決定した。 ・市報・ホームページ・ツイッター・チラシ配架等により講座開催の周知を進めている。 | |
| 事業実績・事業の効果 | 事業実績及び事業実施による効果を記載 ・11月27日女性の起業講座開催、参加者17人。12月9日ワーク・ライフ・バランス講座開催、参加者24人(父子12組)。参加者41人であり、目標の40人を達成することができた。 ・アンケート結果では、両講座とも内容を高く評価する参加者が9割を超えており、学んだことを実践したいという意見も数多く寄せられた。また、次回開催を望む声もあった。 ・講座開催により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行うことができた。 | |
| 男女平等推進への効果 | 事業実施によって、男女平等推進へ向けあげられた効果を記載 ・女性の起業講座では、就職以外の働き方があることを紹介し、参加者の就労への関心を高めることができた。また、多摩信用金庫や経済課とも連携し、参加者の求める情報を提供することができた。 ・ワーク・ライフ・バランス講座として父子料理講座を開催し、男性の家事・育児参加への契機とすることができた。 | |
| 事業評価(年度) | B A:目標を上回った B:目標を達成した C:目標達成できず D:実績がなかった | |

| 事業目標 | | 経済課 |
|-------------|--|-----|
| 数値目標 | ・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。 [平成30年度目標] 情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催。 [平成29年度実績] 情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。労働セミナー1回開催。 | |
| 上半期終了時の進捗状況 | 情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)を庁内2か所に配架し、情報提供を行った。 ワーク・ライフ・バランスをテーマにした労働セミナーを2回東京都と共催した。 | |
| 事業実績・事業の効果 | ・6月に東京都労働相談情報センターと共催で、ワーク・ライフ・バランスがテーマの労働セミナーを2回開催した。(セミナー参加者…134人・うち国分寺市民4人) ・講座開催により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行うことができた。 | |
| 男女平等推進への効果 | 性別にかかわらず、自らの意欲と能力を持って様々な働き方・生き方を実践する機会があることの啓発を行うことができた。 | |
| 事業評価(年度) | B A:目標を上回った B:目標を達成した C:目標達成できず D:実績がなかった | |

資料No.2 令和元年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

| | 開催日 | 検討内容 |
|-----|------------|--------------------------------------|
| 第1回 | 令和元年6月28日 | ・年間スケジュールと今年度評価手法説明 ・次回以降の委員会日程検討 |
| 第2回 | 令和元年7月12日 | ・平成30年度進捗状況の評価 |
| 第3回 | 令和元年9月13日 | ・平成30年度進捗状況の評価 |
| 第4回 | 令和元年10月18日 | ・平成30年度進捗状況の評価 |
| 第5回 | 令和元年11月1日 | ・施策評価の最終確認 ・答申案審議 |
| 第6回 | 令和元年12月6日 | ・答申案審議 |
| — | 令和元年12月25日 | ・答申決定 |

○平成30年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

(任期：平成30年4月1日から令和2年3月31日)

| 氏名 | 所属等 | 選出区分 |
|---------|---------------|------------------------------------|
| 織井 恵美子 | 国際ソロプチミスト国分寺 | 1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表) |
| 富永 順子 | 国分寺カウンセリング勉強会 | |
| 牧田 幸 | 多摩でDVを考える会 | |
| 横田 砂恵子 | こくぶんじ性と生をまなぶ会 | |
| 甲斐田 きよみ | 一般市民公募 | 2号委員 (公募市民) |
| 筒井 隆志 | 一般市民公募 | |
| 細川 紀人 | 一般市民公募 | |
| ◎橋本 恭子 | 津田塾大学非常勤講師 | 3号委員 (識見を有する者) |
| ○伊藤 徳平 | 元国分寺市立第八小学校校長 | |
| 大庭 三枝 | 東京理科大学教授 | |

◎…委員長 ○…副委員長

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

| | 開催日 | 検討内容 |
|-----|-----------|----------------|
| 第1回 | 令和2年1月17日 | ・施策別推進状況評価について |

○令和元年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

| 役職 | 氏名 |
|-------------|--------|
| 副市長（会長） | 橋本 正之 |
| 市民生活部長（副会長） | 小川 恵一郎 |
| 政策部長 | 塩野目 龍一 |
| 総務部長 | 一ノ瀬 理 |
| 健康部長 | 鈴木 佳代 |
| 福祉部長 | 横川 潔 |
| 子ども家庭部長 | 可児 泰則 |
| 教育部長 | 堀田 順也 |

（3）国分寺市男女平等推進専門委員会

| | 開催日 | 検討内容 |
|-----|-----------|-------------|
| 第1回 | 令和元年9月10日 | ・事業推進状況評価審議 |

○令和元年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

（任期：平成30年2月5日から令和2年2月4日）

| 所属 | 氏名 |
|---------------------------------|--------|
| 政策部政策法務担当課長 | ◎柳井 幸 |
| 政策部財政課主任 | 望月 聖文 |
| 総務部納税課 | 大塚 誠人 |
| 市民生活部市民課 | 松浦 穂里 |
| 市民生活部スポーツ振興課 オリンピック・パラリンピック担当係長 | ○秋山 大輔 |
| 健康部地域共生推進課主任 | 田中 由佳 |
| 福祉部生活福祉課主任 | 小池 純子 |
| 福祉部障害福祉課主任 | 京極 充慶 |
| 子ども家庭部子ども子育て事業課 | 矢澤 拓磨 |
| 子ども家庭部子育て相談室主任 | 加藤 篤志 |
| 教育部教育総務課主任 | 大嶽 みなみ |
| 教育部学校指導課指導主事 | 關 友矩 |
| 教育部公民館課主任 | 櫻井 奈穂子 |
| 教育部図書館課 | 清水 美紀 |

◎…委員長 ○…副委員長

資料No.3 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

3 計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

| 年 度 | 平成 29 2017 | 平成 30 2018 | 平成 31 2019 | 平成 32 2020 | 平成 33 2021 | 平成 34 2022 | 平成 35 2023 | 平成 36 2024 |
|-----|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 計画名 | 国分寺市総合ビジョン | | | | | | | |
| | 第2次国分寺市男女平等推進行動計画 | | | | | | | |

5 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会（推進委員会）」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗よく状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」により男女平等推進施策の推進と調整を行います。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに、より具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

(5) 配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

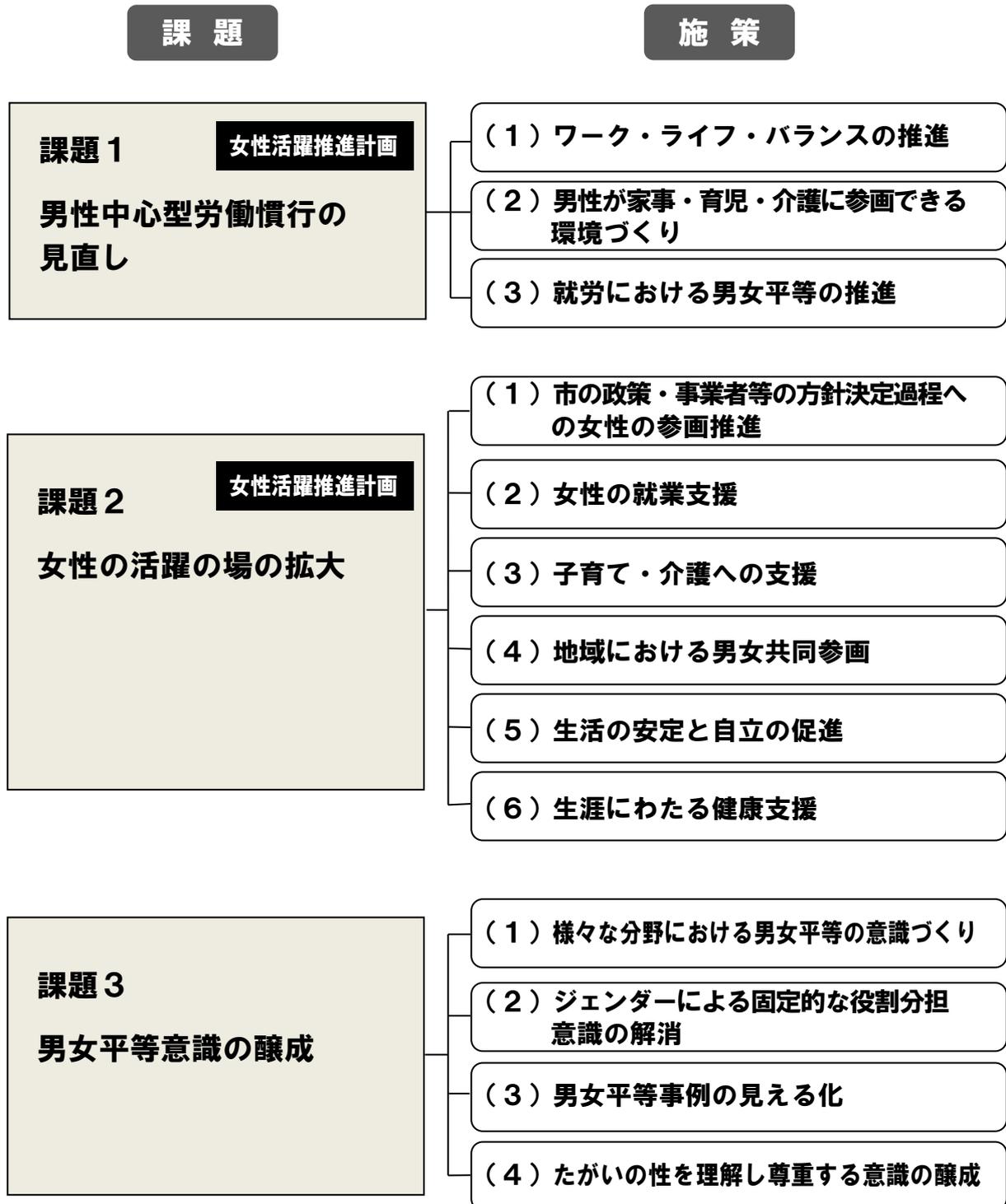
<成果目標>

| 課題 | 項目（データ出典） | 現状 | 成果目標 | | 【参考】 国目標（期限） |
|------------------------|---|---|------------------------------|-----------------------|------------------|
| | | | 中間（期限） | 最終（期限） | |
| 1 | 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 57.4% （平成27年度） | 70% （平成32年度） | 80% （平成36年度） | — |
| | 庁内の男性職員の育児休業取得率 （国分寺市特定事業主行動計画） | 8% （平成27年度） | 15% （平成29年度末） | 20% （平成36年度） | 13% （平成32年） |
| | 庁内の超過勤務の縮減 （国分寺市特定事業主行動計画） | 一人あたり 月8.3時間 （平成27年度） | 一人あたり 月6.4時間 （平成29年度末） | 特定事業主 行動計画の 目標値 | — |
| | 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 9.9% （平成27年度） | 5% （平成32年度） | 5%以下 （平成36年度） | 5% （平成32年） |
| 2 | 審議会等委員に占める女性の割合 （人権平和課） | 32% （平成27年度） | 40%以上 （平成32年度） | 40%以上 （平成36年度） | 30%以上 （平成32年） |
| | 庁内の女性職員の登用（国分寺市特定事業主行動計画） | | | | |
| | 管理職（課長以上）に占める女性の割合 | 10.1% （平成27年度） | 15%以上 （平成29年度） | 20% （平成36年度） | 20% （平成32年度末） |
| | 係長職に占める女性の割合 | 28.2% （平成27年度） | 30%以上 （平成29年度） | 35% （平成36年度） | 35% （平成32年度末） |
| | 防災会議の委員に占める女性の割合 （防災安全課） | 9.1% （平成27年度） | 30% （平成32年度） | 30%以上 （平成36年度） | 30% （平成32年） |
| 保育所待機児童数 （子ども若者計画課） | 88人 （平成27年度） | 解消 （平成32年度） | 解消 （平成36年度） | 解消 （平成29年度末） | |
| 3 | 「ジェンダー」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 59.3% （平成27年度） | 70% （平成32年度） | 80% （平成36年度） | — |
| 5 | 「男女平等推進センター」の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 22.8% （平成27年度） | 40% （平成32年度） | 60% （平成36年度） | — |
| 6 | 夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 平手で打つ 男性73.5% 女性79.8% 足でける 男性93.6% 女性91.9% （平成27年度） | 100% （平成32年度） | 100% （平成36年度） | — |
| 全体 | 「男女共同参画社会」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 65.2% （平成27年度） | 100% （平成32年度） | 100% （平成36年度） | 100% （平成32年） |

【施策体系図】

【目標】

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち



課題

施策

課題4 男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

課題6 性別に起因する暴力や人権 侵害の根絶

第2次DV防止基本計画

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。

資料No.4 国分寺市男女平等推進条例

平成19年3月29日

条例第10号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条・第10条）
- 第4章 具体的施策（第11条—第17条）
- 第5章 男女平等推進センター（第18条—第22条）
- 第6章 苦情等への対応（第23条・第24条）
- 第7章 男女平等推進委員会（第25条・第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が

妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。

- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。
- 5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事を両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第3項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(平成29年条例第15号・一部改正)

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進ちょく状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内
- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成25年条例第42号・平成29年条例第30号・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止)

3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

(国分寺市立女性センター条例の一部改正)

- 5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

資料No.5 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

平成10年8月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(平成19年訓令第25号・一部改正)

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

(平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正)

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- 2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(専門委員会の組織)

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 健康部 1人
- (5) 福祉部 2人以内
- (6) 子ども家庭部 2人以内
- (7) 教育部 4人以内

(平成19年訓令第27号・全改, 平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(任期)

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成19年訓令第25号・追加)

(意見の聴取等)

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

(平成16年訓令第24号・追加, 平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正)

(庶務)

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正, 平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第15条繰上, 平成26年訓令第16号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(委任)

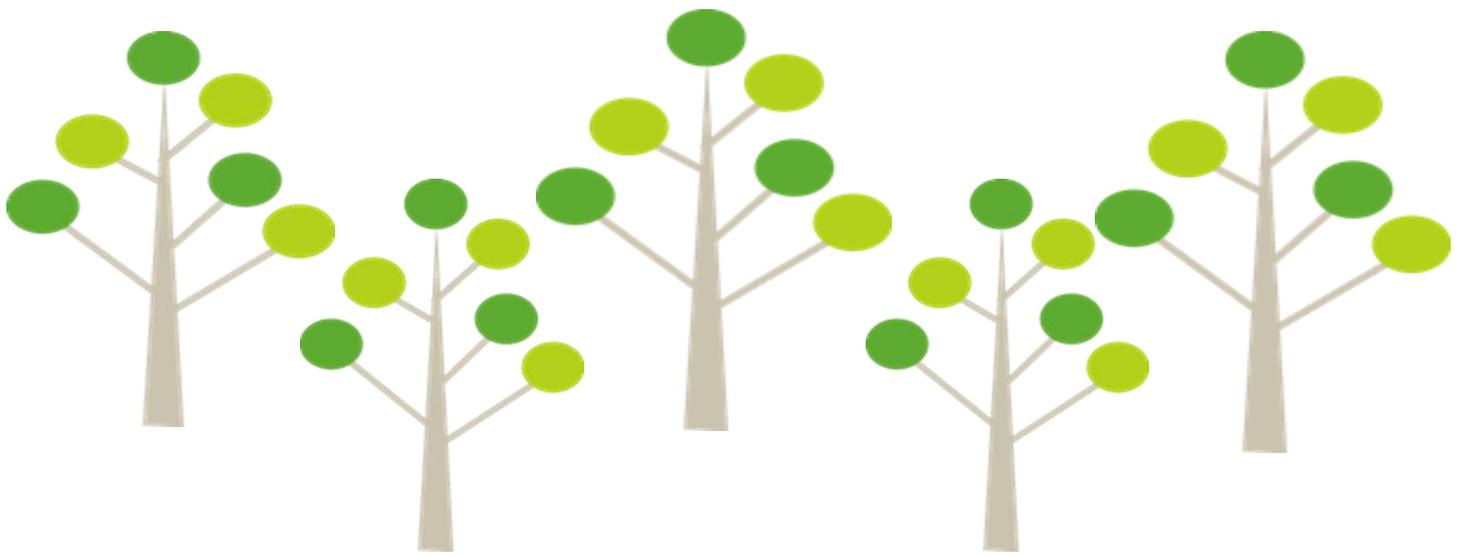
第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は、平成10年9月1日から施行する。

[以下略]



第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

平成30年度進捗状況評価報告書

令和2年2月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

電話：042-573-4378

FAX：042-573-4388